

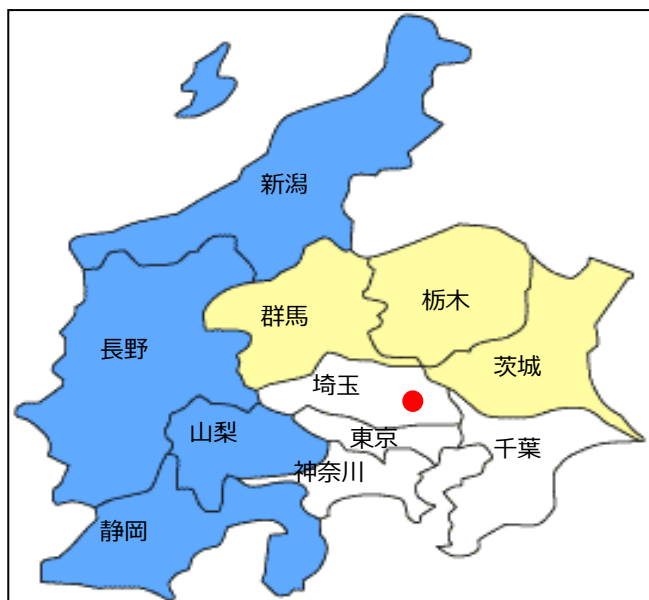
経済産業省支援策等について ～デフレ完全脱却のための総合経済対策～ (令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案)

令和6年2月

経済産業省 関東経済産業局

地域経済部 地域振興課

- 関東経済産業局は、経済産業省の地方ブロック機関であり、**広域関東圏（1都10県＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）**を行政区域としています。
- 当局では、この地域で活躍されている**企業、消費者、大学、自治体、関係機関等**の皆様に対して、**中小企業対策、新規創業の促進、技術開発支援、環境・リサイクル対策、エネルギー対策、消費者相談等**、様々な経済産業政策に取り組んでいます。



【所在地】

〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 - 1

<https://www.kanto.meti.go.jp/>

【最寄駅からのアクセス】

- JR京浜東北線、宇都宮・高崎線
「さいたま新都心」駅下車
徒歩約5分
- JR埼京線
「北与野」駅下車
徒歩10分

国内投資促進パッケージのマクロ経済運営上の役割

～過去最高水準から拡大継続し、2027年度115兆円超の目標実現を通じて「成長型経済」へ～

これまでの日本経済
「コストカット型」

国内投資 ↓ :

- バブル期
(1991年度102.7兆円)
を最高水準として
回復しきれず

賃金・所得 ↓ :

- 30年横ばい
- 将来に期待持てず

物価水準 ↓ :

- 横ばい～低下を続け、
安い国に

「物価も賃金も
上がらない」

→消費・投資低迷の
悪循環

変化の兆し

国内投資 :

- ・民間設備投資今年度100兆円規模 (過去最高水準)

賃金・所得 :

- ・賃上げ率30年ぶりの高水準、最低賃金4.5%上昇

物価・金利 :

- ・正常化への過渡期として、痛みが伴っている現状



総合経済対策

(国民の生活を守りつつ、供給力強化)

国内投資促進パッケージ

(供給力強化の取組を、予算・税・規制で具体化)

国内投資を起点に大きな流れ

これからの日本経済
「成長型経済」

国内投資 ↑ :

- 2027年度115兆円
超の目標を実現

賃金・所得 ↑ :

- 大幅賃上げの継続
- 恒常的所得の上昇に
期待、将来安心感

物価水準 ↗ :

- 国内で循環して、可処分
所得上昇を伴う安
定かつ緩やかなインフレ

「賃金も物価も
上がり続ける」

→消費・投資拡大の
好循環

デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月29日 成立）

1 物価高から国民生活を守る【1.2兆円】（うち、GX：2,800億円）

- （1）物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援
- （2）エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化

2 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する【6,000億円】

- （1）中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援
- （2）構造的賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進
- （3）経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大

3 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する【2.7兆円】（うち、GX：5,800億円）

- （1）生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を引き上げるための国内投資の更なる拡大
- （2）「暮らし」や「産業」におけるGXの加速
- （3）イノベーションを牽引するスタートアップ等の支援

4 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する【160億円】

5 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する【730億円】

- （1）自然災害からの復旧・復興の加速
- （2）防災・減災、国土強靱化の促進

経済産業省合計 4.5兆円（うち、GX：0.9兆円）

※国庫債務負担行為による複数年度分含めると4.9兆円（うち、GX：1.0兆円）

令和5年度補正予算

1 物価高から国民生活を守る

- 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援を行うとともに、エネルギーコスト上昇に対する経済社会の体制の強化を図る。

(1) 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

- ①燃料油価格激変緩和対策事業【1,532億円】
- ②電機・ガス価格激変緩和対策事業【6,416億円】
- ③小売価格低減に資する石油ガス配送合理化・設備導入促進補助金【77億円】

(2) エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化

- ①省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金【2,025億円】
(R5年度：910億円) (GX)
- ②省エネルギー投資促進支援事業費補助金【300億円】(R5年度：250億円)
- ③中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費【21億円】
- ④高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金【580億円】(GX)
- ⑤既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業【185億円】
- ⑥グリーンエネルギー自動車導入促進補助金【1,291億円】(GX)
- ⑦グリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた重電・充てんインフラ等導入促進補助金【400億円】

事業者向けの省エネ支援

1. 省エネ補助金

- 工場におけるボイラーや工業炉、オフィスの空調設備や業務用給湯器など、省エネ型の設備への更新を支援する補助金。
- 令和4年度第2次補正予算では500億円（国庫債務負担行為の後年度分含めて1,625億円）を措置するとともに、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる新たな仕組みを創設したところ。
- 令和5年度経済対策でも支援措置を実施。

【高性能ボイラ】



【高効率空調】



2. 省エネ診断

- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」を、中小企業が安価で受けられるようにするための補助金。
- 令和4年度は、エネルギー価格高騰を受けて申込みが増加し、第2次補正予算で20億円を措置。今年度も引き続き診断のニーズが多く、補正予算を措置することで、中小企業の省エネの取組を後押し。
- 令和5年度経済対策でも支援措置を実施。



省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費

国庫債務負担行為要求額 **2,025億円** ※令和5年度補正予算額910億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

本事業は、機械設計を伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入などにより工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る取組や、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

その際、企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。

また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 工場・事業場型：工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援
- (2) 電化・脱炭素燃転型：化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援
- (3) エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善による省エネ取組を支援

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内（一定の要件を満たす場合には中小企業2/3以内、大企業1/2以内）
上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円）
- (2) 補助率：1/2以内
上限額：3億円（電化の場合は5億円）
- (3) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内
上限額：1億円

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

省エネルギー投資促進支援事業費

国庫債務負担行為要求額 **300億円** ※令和5年度補正予算額250億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

本事業は、産業・業務部門における省エネ性能の高い設備・機器への更新に係る費用の一部を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の産業部門・業務部門における省エネ設備投資を中心とする省エネ見通しの達成に寄与することを目的とする。

また、設備の納期遅れ等により単年度での事業実施が困難なことを理由に投資を見送る事業者のニーズに対応するべく、複数年度にまたがる設備・機器の導入を可能にし、特に中小企業における更なる投資需要を掘り起こす。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 設備単位型：省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援
- (2) エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：1/3以内、上限額：1億円
- (2) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内
上限額：1億円

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

省エネ支援

事業者向け

1. 省エネ設備への更新支援

- 工場のボイラや工業炉、ビルの空調設備や業務用給湯器などを、省エネ型設備へと更新することを支援する「**省エネ補助金**」について、**全類型において複数年の投資計画に切れ目なく対応する仕組みを適用**し、今後の支援の予算規模について、**今後3年間で7,000億円規模へと拡充**。また、**脱炭素につながる電化・燃料転換を促進する類型を新設**し、中小企業のカーボンニュートラルも一気に促進。【2,325億円（国庫債務負担行為の総額）】
- 高効率の空調や照明、断熱材等の導入を一体で進めることで、**既存の業務用建築物（オフィス、教育施設、商業施設、病院等）を効率的に省エネ改修する支援策（環境省事業）を新設**。【339億円（国庫債務負担行為の総額）】

2. 省エネ診断

- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「**省エネ診断**」を、中小企業が安価で受けられるよう支援。【21億円】

家庭向け

3. 経産省・国交省・環境省の3省連携による、住宅省エネ化支援【4,215億円※新築を含む】

- ヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の**高効率給湯器の導入支援**について、**昼間の余剰再エネ電気を活用できる機種等の支援額を上乗せ**。また、寒冷地の高額な電気代の要因となっている**蓄熱暖房機等を一新する措置を新設**し、一体として進めていく。【580億円】
- さらに、設置スペース等の都合から、ヒートポンプ給湯機等の導入が難しい**賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ）導入の支援策を新設**。【185億円】
- これらの措置を、**環境省の省エネ効果の高い断熱窓への改修支援【1,350億円】、国交省の住宅省エネ化支援【新築含め2,100億円】**と合わせて、**3省連携でのワンストップ対応で実施**。

※「重点支援地方交付金」を追加し、全国各地の自治体によるエアコン・冷蔵庫等の省エネ家電買い換え支援や賃貸集合住宅向けの断熱窓への改修支援を促進。

省エネ補助金

- 工場・事業所の設備更新にあたっては、省エネ機器への更新により、エネルギーコスト高対応と、**カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくことが重要**。
- そのため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、**一部の製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）【新設】**、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）の3つの類型で企業の投資を後押し。

（Ⅰ） 工場・ 事業場型

※旧A・B類型

- 生産ラインの更新等、**工場・事業所全体で大幅な省エネ**を図る。
- 補助率：1/2（中小） 1/3（大）
※先進設備の場合、2/3（中小）、1/2（大）
- 補助上限額：15億円
※非化石転換の要件満たす場合、20億円

食料品製造業A社（中小企業、海水を原料とした塩を製造）

- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業所全体の設備・設計を見直し**。**3年で37.1%の省エネ**を実現予定。

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



新設

（Ⅱ） 電化・ 脱炭素 燃転型

- 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器**への更新を補助
- 補助率：1/2
- 補助上限額：3億円
※電化のための機器の場合は5億円

【キューボラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



（Ⅲ） 設備 単位型

※旧C類型

- リストから選択する機器**への更新を補助
- 補助率：1/3
- 補助上限額：1億円

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



省エネ補助金

事業区分	事業概要	省エネ効果の要件	補助対象経費	補助率	補助金限度額
(Ⅰ) 工場・事業場型 ※従来のA類型（先進事業）とB類型（オーダーメイド型事業） 生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助	工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。	①省エネ率＋非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量＋非化石使用量：700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上 先進要件 ①省エネ率＋非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量＋非化石使用量：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上	設備費・設計費・工事費	中小企業等 1／2 以内 （先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 2／3 以内） 大企業・その他 1／3 以内 （先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 1／2 以内）	【上限】15億円/年度 （非化石転換は20億円/年度） 【下限】100万円/年度 ※複数年度事業の上限額は20億円（非化石転換は30億円） ※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は30億円（非化石転換は40億円）
(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型 ※R5補正で新設 主に中小企業の活用を念頭に、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助	化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。 対象設備は(Ⅲ)設備単位型で指定される下記設備のみ。 ①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 （ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ）	設備費 （電化の場合は付帯設備も対象）	1／2 以内	【上限】3億円 （電化の場合5億円） 【下限】30万円
(Ⅲ) 設備単位型 ※従来のC類型（指定設備導入事業） より中小企業が使いやすいよう、リストから選択する機器への更新を補助	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること。	設備費	1／3 以内	【上限】1億円 【下限】30万円

上記に加え、「(Ⅳ) エネルギー需要最適化型」があり、各型との組合せ、又は、単体での使用が可能

➡ **いずれの類型も、複数年の投資計画に対応**

【参考】省エネ補助金を活用した中小企業のエネルギーコスト低減事例①

- 「省エネ補助金」を活用した設備投資により、大幅にエネルギー使用量を削減し、エネルギーコスト低減を実現する中小企業も。
- 今後、こうした先行事例を発掘すると共に、周知広報を強化していく。

温泉業 A社



- ・ レストランや脱衣室等の空調管理に、高効率空調を導入
- ・ 貯湯槽の加熱とポンプや電灯等への給電に高効率コージェネレーションを導入

ガス代約25%削減
電気代約40%削減

繊維業 B社



- ・ 蛍光灯をLED照明に更新
- ・ 石油ストーブ等を高効率電気式パッケージエアコンに更新
- ・ 変圧器をトッランナー機器に更新

エネルギー使用量を56.7%削減

部品製造業 C社



- ・ ガイストマシン投入金属の溶解に低炭素工業炉を利用
- ・ 金型棟、鋳造棟、加工棟、出荷棟に高効率照明を導入

エネルギー使用量を54.6%削減

【参考】省エネ補助金を活用した中小企業のエネルギーコスト低減事例②

- 「省エネ補助金」を活用した設備投資により、大幅にエネルギー使用量を削減し、エネルギーコスト低減を実現する中小企業も。
- 今後、こうした先行事例を発掘すると共に、周知広報を強化していく。

プラスチック製造業 D社



- ・ 事務所・工場の照明を水銀灯から**LED照明**に更新
- ・ 成形、組立等の工程に必要な**産業用モータ（圧縮機）**を高効率なものに更新

エネルギーコストを
550万円/年 削減
エネルギー使用量を61%削減

小売業 E社



- ・ 電力使用量の大半を占める**冷凍機**を高効率設備に更新
- ・ **エネルギーマネジメントシステム**を導入し、空調に対して季節や時間に応じた間欠運転制御を実施

エネルギー使用量を34.6%削減

食料品製造業 F社



- ・ **ボイラ、チリングユニット、照明**などの既設のユーティリティ設備を高効率タイプに更新
- ・ ボイラの蒸気減圧制御に**エネルギーマネジメントシステム**を導入

エネルギー使用量を22.7%削減

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

令和5年度補正予算額 **21億円**

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」への補助を行うことで、エネルギーコスト上昇の影響を受ける中小企業等の省エネの取組を後押しすることを目的とする。

事業概要

省エネの専門家が中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、運用改善や設備投資等を提案するために必要な経費を補助する。

また、省エネ診断・アドバイスを行える専門人材の拡大に向け、事務局において、各執行団体の専門人材の育成等の実施を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

中小企業等が低コストで省エネ診断を活用し、省エネの専門家からの設備投資や運用改善に関する提案を受けることにより、中小企業等における省エネの取組を後押しし、本事業による効果も含めて、最終的に令和12年度の省エネ効果239万klに寄与することを目指す。

省エネ診断

- 「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、**専門家による省エネ診断への支援を強化**（来年度は**今年度比倍増**の案件数を見込む）。
- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイス。省エネ診断を受けた場合は、**省エネ補助金の加点措置を行っており、診断から設備支援まで、一体とした支援を実施。**

①事前アンケート・面談

- 診断員が、工場のエネルギー管理者等と面談。
- 工場の設備の仕様や、普段の設備の使い方を確認し、ワークスルーでの重点確認ポイントをすり合わせる。



②ワークスルー

- 工場内をまわり、エネルギーの使い方を確認。
- 熱エネルギーの活用状況確認にあたっては、赤外線画像等も用いて、うまく活用できていない熱エネルギーの所在を確認。



③アフターフォロー

- ワークスルー後、再度面談で、その場でできる省エネのアドバイスを実施。
* 4割の企業で、費用のかからない運用改善の提案を実施できている。
- 後日、診断員が、工場のできる省エネの余地をまとめた資料を作成し、中小企業に提案・説明を実施。

■ 省エネ診断を実施している民間企業の例

東京電力エナジーパートナー(株)、北陸電力(株)、西部瓦斯(株)、静岡ガス・エンジニアリング(株)、ダイキン工業(株)、パナソニック(株)、三浦工業(株)（令和4年度実績）
（電力会社・ガス会社や、照明・ボイラ・空調メーカー等の民間企業も診断機関として登録可能）

省エネ補助金の加点措置

2 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

- 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続を支援するとともに、構造的賃上げに向けた三位一体の労働市場改革を推進する。
- さらに、経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大を図る。

(1) 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、
生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

① **中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の
大規模成長投資補助金【3,000億円】**

② **中小企業省力化投資補助事業【1,000億円】**
(中小企業等事業再構築基金の活用等含め総額5,000億円規模)

③ **中小企業生産性革命推進事業【2,000億円】**

④ 日本政策金融公庫等による資金繰り支援【629億円】

⑤ 中小グループ化・事業再構築支援ファンド出資事業
【120億円】

⑥ 事業環境変化対応型支援事業【112億円】

⑦ 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【52億円】

⑧ 中小企業取引対策事業【8.3億円】

⑨ 中小企業信用補完制度関連補助事業【71億円】

⑩ なりわい再建支援事業等による被災地域の
復興支援【45億円】

⑪ 物流効率化に向けた先進的な実証事業【55億円】

⑫ 探求的な学びに資する民間サービス等
利活用促進事業【16億円】

⑬ ライフステージを支えるサービス導入実証等事業
【12億円】

(2) 構造的賃上げに向けた三位一体の
労働市場改革の推進

① リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業
【97億円】

② 高等教育機関における共同講座創造支援事業
【3.5億円】

(3) 経済の回復基調の地方への波及及び
経済交流の拡大

① 我が国の文化芸術コンテンツ・スポーツ産業の
海外展開促進事業等【71億円】

② 国際博覧会事業【946億円】
(R5年度：750億円)

中堅・中小企業等の人手不足対応・生産性向上への支援

- 人手不足に悩む中小企業のため、**省力化に即効性のある汎用製品を、カタログから選択し、簡単に導入**できるようにする。
- 中堅・中小企業の工場等の新設や大規模な設備投資を支援し、地方における賃上げにつなげる。

省力化投資の支援

イメージ

< 宿泊・飲食サービス >



自動清掃機ロボット



自動配膳ロボット

< 100時間/月の労働時間削減 > < 180時間/月効率化の労働時間削減 >

大規模成長投資の支援

イメージ

< 製造業 >



生産工程の抜本的改革

< CO2削減や生産性向上 >

< 卸売業 >



最新設備を導入した
物流センター

< 生産性3倍 >

関連する法令・予算

- ・中小企業等事業再構築促進事業（予算/経済産業省）
- ・中堅・中小企業の持続的賃上げに向けた省人化等の大規模成長投資の促進（予算/経済産業省）

中堅企業政策 3つの対策の創設

- 中堅企業は国内で事業・投資を拡大し、地域での賃上げにも貢献している重要な存在。中堅企業の国内投資を強力に後押しする。
- 経営力の高い中堅企業による中小企業のグループ化を通じた収益力向上、経営資源の集約、労働移動を進め、産業構造の新陳代謝を加速化する。

大企業

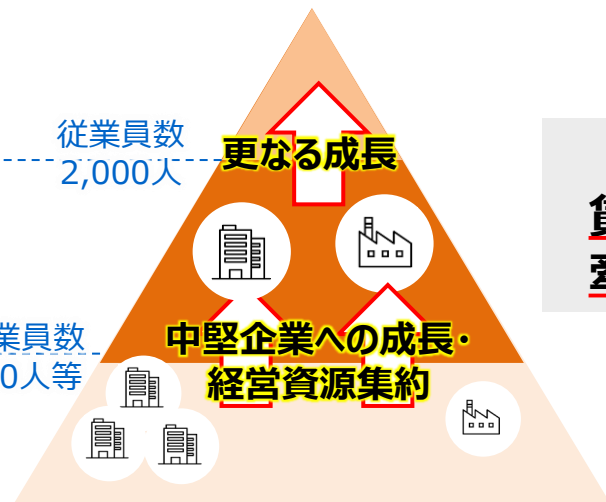
- ・約1,300者
- ・平均給与 582万円
- ・地方圏 31%

中堅企業

- ・約9,800者
- ・平均給与 539万円
- ・地方圏 41%

中小企業

- ・約360万者
- ・平均給与 414万円
- ・地方圏 62%

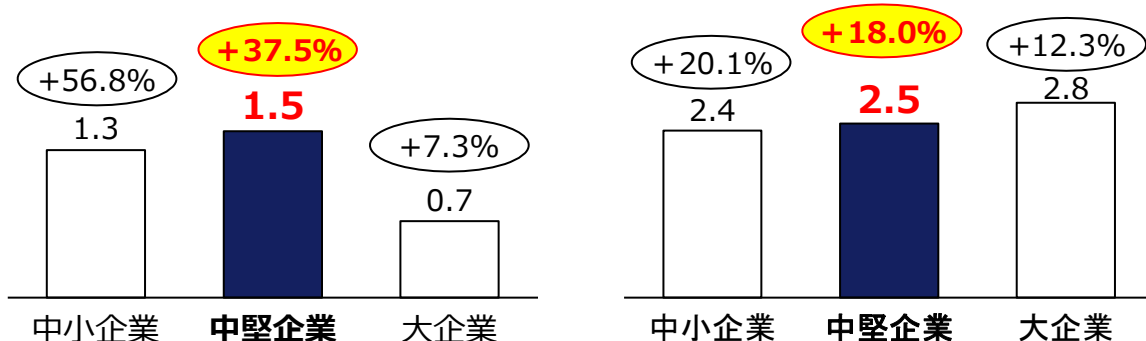


地域の
賃上げの
牽引役に

中小・中堅・大企業の10年間での伸び額・率

設備投資額 (兆円)

給与総額 (兆円)



中堅元年『3つの対策』の創設

① 賃上げ原資確保のための省力化等の大規模成長投資支援の創設

- ・補正予算（経済対策）で3年3,000億円
- ・地域未来投資促進税の「中堅企業枠」創設（税額控除率の引き上げ）

② 賃上げ促進税制の中堅企業枠の創設

- ・大企業向け税制よりも、賃上げ率4%に対する税額控除率を引き上げる等、措置を強化

③ 経営力の高い中堅企業等に経営資源を集約化し賃上げに繋げるグループ化税制の創設

- ・中堅企業等が事業承継に課題を抱える中小企業を複数回M&A（グループ化）を行う場合に税制面のインセンティブを付与

大規模成長投資支援の創設

- 地方においても賃上げが可能となるよう、中堅・中小企業の工場等の拠点新設等を支援する補助制度を創設。
- さらに、設備投資税制（地域未来投資促進税制）に「中堅企業枠」を創設。

経済対策（令和5年度補正予算） 成長投資補助金の創設

- ✓ 3年・3,000億円（国庫債務負担行為）
- ✓ 補助上限50億円（補助率1/3、投資下限額10億円）
- ✓ 対象事業の従業員1人当たり給与支給総額が、地域別最低賃金の伸び率を超えることが目標

地域未来投資促進税制 「中堅企業枠」の創設

- ✓ 成長志向の中堅企業の設備投資を促進するため、中堅企業枠を創設し、税額控除率を最大6%に深掘り。

※現行制度の税額控除率は最大5%。

イメージ図

<製造業>



生産工程の抜本的改革

<卸売業>



最新設備を導入した物流センター

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

令和5年度補正予算額 **1,000億円**（国庫債務負担含め総額3,000億円）

経済産業政策局産業創造課

地域経済産業グループ地域企業高度化推進課

事業の内容

事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。

事業概要

中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的に、足元の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助上限額 50億円

※投資下限額は10億円

※コンソーシアム形式により参加企業の投資額の合計が10億円以上となる場合も対象（ただし、一定規模以上の投資を行う中堅・中小企業がいる場合に限る。）

成果目標

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

事業概要

- 中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な工場と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行うもの。

項目	内容
1 補助対象者	中堅・中小企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等） ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式）も対象となります。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外です。
2 補助対象要件	① 投資額10億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ② 補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均成長率）が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均成長率以上 ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じ て補助金の返還を求めます（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。
3 補助対象経費	建物費（拠点新設・増築等）、機械装置費（器具・備品費含む）、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※建物費は生産設備等の導入に必要なものに限ります。なお、土地代は対象外です。
4 補助上限額	50億円（補助率1/3以内）
5 事業期間	交付決定日から3年以内（補助事業終了後の賃上げのフォローアップは3事業年度分） ※事業期間は、最長で2026年12月までとする予定です。
6 予算額	総額3,000億円（令和8年度までの国庫債務負担含む） ※令和5年度補正予算1,000億円

【参考】補助対象者について（みなし大企業）

- 中堅・中小企業であっても、下記に該当する事業者については、大企業とみなして補助対象外とする。

みなし大企業の要件について

次のいずれかに該当する中堅・中小企業

※大企業：常時使用する従業員数が2,000人超の会社等

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ③ 大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
- ④ 発行済株式の総数又は出資金額の総額が①～③に該当する法人の所有に属している法人
- ⑤ ①～③に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人

【参考】補助対象者について（会社・個人以外の法人）

- 会社・個人以外の法人について、大規模投資による生産性向上や事業規模の拡大を通じた賃上げの実現といった政策目的に沿った補助事業であり、その補助事業が収益事業に関する内容である場合、以下の法人等については補助対象となり得ます。

会社・個人以外で補助対象となり得る法人

常時使用する従業員数が2,000人以下の下記の法人

- ① 企業組合
- ② 協業組合
- ③ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
- ④ 商工組合・連合会
- ⑤ 水産加工業協同組合・連合会
- ⑥ 技術研究組合
- ⑦ 商店街振興組合・連合会
- ⑧ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
- ⑨ 酒造組合・連合会・中央会
- ⑩ 酒販組合・連合会・中央会
- ⑪ 内航海運組合・連合会
- ⑫ 法人税法別表第2に該当する者（一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人など）
- ⑬ 農事組合法人
- ⑭ 労働者共同組合
- ⑮ 法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（特定非営利活動法人（NPO法人）等）

※上記以外の団体に加え、法人格のない任意団体（申請時に法人となっていて、任意団体として確定申告をしている場合は申請可能）、収益事業（社会福祉法人においては公的保険制度の範囲外で行う事業を収益事業とみなす）を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人は補助対象外です。

補助事業のポイント

項目	ポイント
1 投資額	✓ 10億円以上（外注費・専門家経費を除く補助対象経費分） ※ 投資場所が複数地域になる場合も対象となりますが、補助事業の目的・内容が一体的であることが必要となります。 ＜共同申請（コンソーシアム形式）の場合＞ ① コンソーシアム参加者の中で、投資額5億円以上（外注費・専門家経費を除く補助対象経費分）の中堅・中小企業を少なくとも1者以上含むこと ② 連携による一体的な大規模投資を行い、単独より高い労働生産性向上・規模拡大を通じた賃上げを実現する連携計画の策定 ※コンソーシアムに大企業が参加している場合、大企業の投資額を投資規模（10億円以上）の判定に含めることはできますが、大企業は補助金の対象外となります。
2 賃上げ	✓ 補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均成長率）が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均成長率以上 ※ 補助事業の終了日を含む事業年度における数値と比較します。なお、新事業の場合など、基準となる対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額を特定することが困難な場合、会社全体の数値と比較します。 ※ 持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ伸び率の目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない）。なお、補助事業の実施に当たっては、雇用の安定等に十分な配慮を行うことを求めます。 ※ コンソーシアム形式では、全ての参加者がそれぞれ賃上げの要件を満たすことが必要です。 ※ 補助事業に関わる取引先（設備会社等）への適切な労務費の価格転嫁を図るため、本事業の実施においては、公正取引委員会の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」*の遵守を求めます。補助金の採択後から賃上げのフォローアップ期間中に指針に遵守していないことが明らかとなった場合、交付決定の取り消し・補助金の返還を求める場合があります。
3 経営力	✓ 企業全体における成長ビジョン（長期経営計画）を含めた事業計画の策定 ※ 持続的な賃上げの実現には、補助金を活用した事業セグメントの成長のみならず、補助事業を通じて企業自身（経営全体）の持続的な成長につながっていくことが重要であることに鑑み、成長ビジョンの中での補助事業の位置付けや補助事業が企業自身の成長にどのようにつながるかについて、投資判断に必要な「経営力」の観点から、策定された事業計画や外部有識者へのプレゼン審査を通じて確認します。

【参考】賃上げ要件の基準値について

都道府県別の直近5年間の最低賃金の年平均成長率

都道府県	年平均成長率	都道府県	年平均成長率	都道府県	年平均成長率	都道府県	年平均成長率
北海道	2.8%	東京	2.5%	滋賀	2.9%	香川	3.0%
青森	3.3%	神奈川	2.5%	京都	2.7%	愛媛	3.3%
岩手	3.2%	新潟	3.0%	大阪	2.6%	高知	3.3%
宮城	3.0%	富山	2.9%	兵庫	2.8%	福岡	2.9%
秋田	3.3%	石川	3.0%	奈良	2.9%	佐賀	3.4%
山形	3.4%	福井	3.0%	和歌山	3.0%	長崎	3.3%
福島	3.1%	山梨	3.0%	鳥取	3.4%	熊本	3.3%
茨城	3.0%	長野	2.9%	島根	3.4%	大分	3.4%
栃木	2.9%	岐阜	2.9%	岡山	2.9%	宮崎	3.3%
群馬	2.9%	静岡	2.8%	広島	2.8%	鹿児島	3.3%
埼玉	2.7%	愛知	2.7%	山口	3.0%	沖縄	3.3%
千葉	2.8%	三重	2.8%	徳島	3.2%	(参考) 全国平均	3.0%

※補助事業を実施する都道府県の年平均成長率（複利計算）を基準値といたします

補助対象経費

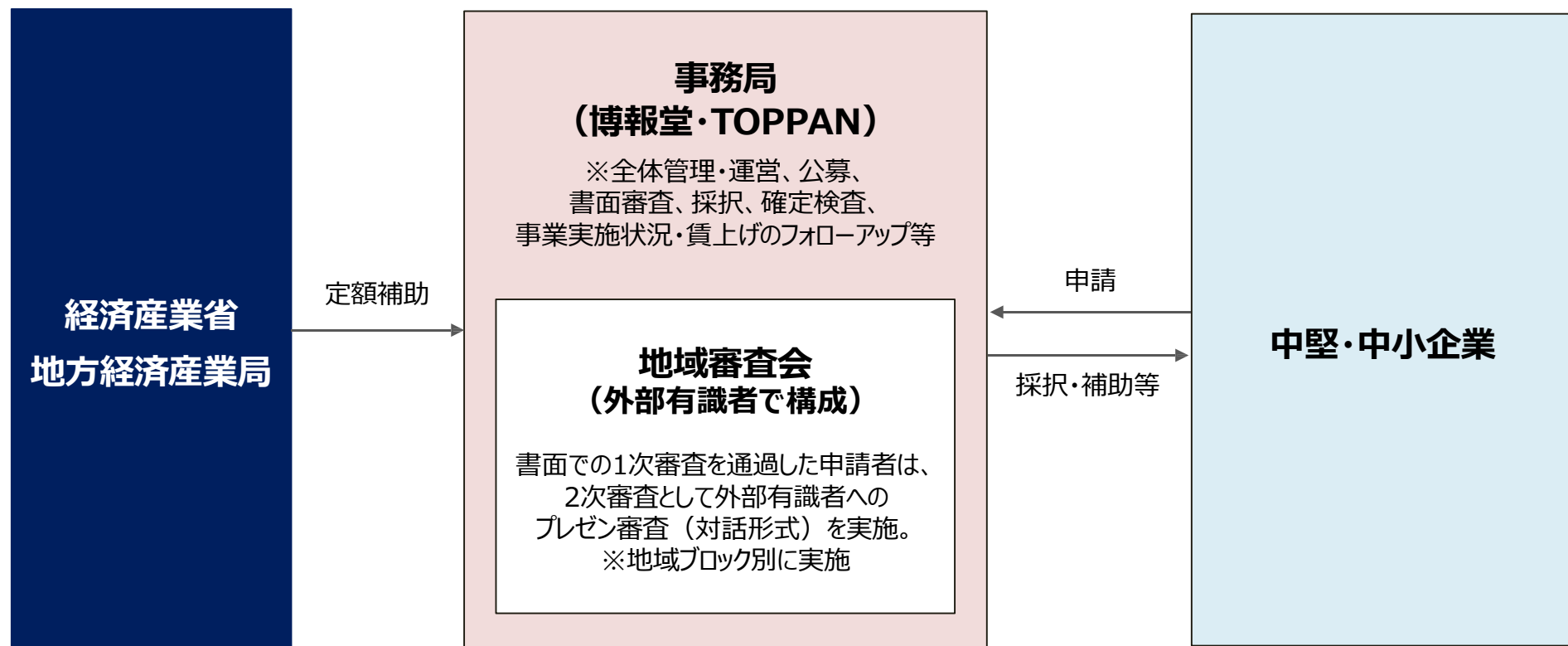
項目	詳細	備考
1 建物費	専ら補助事業のために使用される生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設、増築、改修、中古建物の取得に要する経費	建物の単なる購入や賃貸は対象外。また、生産設備等の導入に必要なものに限り、「土地」は補助対象外。 建物と切り離すことのできない付帯設備は原則として建物費に含めるが、「構築物」は補助対象外。
2 機械装置費	① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費 ② ①と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）における「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」に係る経費が対象であり、「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」に係る経費は補助対象外。 機械装置と切り離すことのできない付帯工事は原則として機械装置費に含める。
3 ソフトウェア費	① 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費 ② ①と一体で行う、改良・修繕に要する経費	
4 外注費	補助事業遂行のために必要な加工や設計、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費 ※上限は、1～3の合計経費未満	
5 専門家経費	補助事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 ※上限は、1～3の合計経費未満	本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費が対象。応募申請時の事業計画の作成に要する経費は補助対象外。

※導入しようとする建物、機械装置、器具備品、ソフトウェア等について、他の国の補助金、地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の併用は不可とします。併用していることを確認した場合、当該対象の経費に関する補助金の交付決定の取消・補助金の返還を求めます。

※上記以外にも補助金の対象外となる場合があります。詳細は公募開始時に公表する公募要領をご参照ください。

事業スキーム

- 経済産業省から補助を受けた事務局が、中堅・中小企業向けの補助金公募から審査、補助、確定検査、補助事業終了後の事業実施状況・賃上げ要件の達成状況の確認（フォローアップ）等を行う。



【注意】事務局への申請等は全て電子申請となり、**申請には「GビズIDプライムアカウント」が必要**です。GビズID プライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。**アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めにIDを取得してください。**



GビズIDホ
ームページ

事業スキーム

- 採択に当たっては、下記のポイントを中心に、提出いただく事業計画書及び申請書（経営者等）によるプレゼンに基づき審査を行う。

1

経営力

- ・ 経営戦略上の補助事業の位置付けを踏まえ、補助事業を通じて企業自身の持続的な成長につながることが見込まれるか。
 - 長期ビジョン（社会への価値提供の目指す姿等）
 - 外部環境・内部環境の認識を踏まえた事業戦略（市場動向、自社の強み・弱み、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の状況等を踏まえて取り組む事業内容（補助事業含む）等）
 - 成果目標・経営管理体制（定量的な成果目標とその達成に向けた効率的な体制の構築状況等）

2

先進性・成長性

- ・ 補助事業で取得した設備等により生み出す製品・サービスや生産方式等は、自社の優位性が確保できる差別化された取組か。
- ・ 補助事業により、労働生産性の抜本的な向上が図られ、当該事業における人手不足の状況が改善される取組か。
- ・ 補助事業に関連する製品・サービス等の売上高が、当該事業の市場規模の伸びを上回る成長が見込まれるか。

3

地域への波及効果

- ・ 補助事業により、従業員1人当たり給与支給総額、雇用、取引額の増加等、地域への波及効果が見込まれる取組か。
- ・ リーダーシップの発揮により、地域企業への波及効果、連携による相乗効果が見込まれるか。（主にコンソーシアム形式の場合を想定）

※地域波及効果が一層高い事業者を政策的に支援するため、「地域未来牽引企業」や「パートナーシップ構築宣言登録企業」には加点をを行います。

4

大規模投資・費用対効果

- ・ 企業規模（収益規模）に応じたリスクをとった大規模成長投資であるか。
- ・ 補助金額に対して、生み出される付加価値額や売上高・賃金の増加分が相対的に大きな取組か。
- ・ 従前よりも一段上の成長・賃上げを目指す等、企業の行動変容が示されているか。

5

実現可能性

- ・ 政策目的に合致した取組であり、かつ、補助事業に必要な資金・体制等が十分に確保されているか。
- ・ 補助事業の事業化に向けた課題設定・解決方法・スケジュールが適正に見込まれており、実現可能性が高いか。
- ・ 補助事業によって提供される製品・サービスのユーザ、市場及びその規模が明確で、市場ニーズの有無を検証できているか。

※上記は、変更となる場合があります。詳細は、公募開始時に公表する公募要領をご参照ください。

スケジュール

- 2月20日 : 概要資料の公表（本資料）
本事業に関する質問の募集開始

本事業に関する個別のお問い合わせについては、公募開始時に事務局が開設するコールセンターにてご対応させていただく予定ですので、今しばらくお待ちください。コールセンター開設までの間、本事業の制度内容等に関するご質問については、下記の質問受付フォームにて受付いたします。当該フォームに送付いただいたご質問のうち、よくあるご質問については、今後公表する公募要領やQ&A等を通じてご回答いたします。

【質問受付フォームURL】<https://seichotoushihojo.f-form.com/questionnaire>

- 3月上旬 : 1次公募 開始
事務局コールセンター開設
- 4～5月頃 : 1次公募 締切
- 5～6月頃 : 審査
- 6～7月頃 : 採択発表（以降順次、交付決定）

【注意】スケジュールは、現時点での目安であり、今後変更となる場合があります。
最新の情報は、補助金事務局のホームページをご確認ください。

よくあるご質問

Q1. 2次公募の予定はありますか。

A1. 1次公募の終了後に2次公募を行う予定です。採択数や予算の配分は、執行状況に応じて検討します。

Q2. 当社は、製造業で、資本金1億円・常時使用する従業員数3,000人であり、中小企業基本法における中小企業者の定義に該当しますが、補助対象者の要件に該当しますか。

A2. 本事業では、資本金の金額によらず、常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等を補助対象者としているため対象外です。

Q3. 同じ事業者が複数応募することは可能でしょうか。

A3. 同じ公募期間内において、同一の事業者が申請できる事業計画は1件までです。なお、1次公募で不採択となった場合、2次公募に申請することは可能です。ただし、1次公募で採択され、交付決定を受けた事業者については、2次公募でさらに採択を受けることはできません。

Q4. 補助事業の内容に制限はありますか。

A4. 補助対象とする事業の内容が、農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は対象外となります。ただし、1次産業を営む事業者であっても、補助対象とする事業の内容が2次・3次産業に関する事業である場合は対象となり得ます。そのほか、例えば、公序良俗に反する事業や法令に違反する（恐れがあるものを含む）事業などについては、補助対象外となります。詳細は公募開始時に公表する公募要領に規定します。

Q5. 採択される前に着手している事業でも、補助対象になりますか。

A5. 交付決定より前に契約（発注含む）を行った経費については、補助対象外となります。そのため、採択された後であっても、交付決定前までに契約（発注含む）している経費については、補助対象外となりますのでご注意ください。

Q6. 複数の地域で投資を行う場合も対象になりますか。また、対象になる場合、賃上げの要件に適用される基準値はどのように設定されるのでしょうか。

A6. 補助事業の目的・内容が一体的であれば、投資場所が複数地域になる場合も対象となります。その場合、賃上げ要件については、事業実施場所ごとの基準値を適用しますので、事業実施場所ごとに賃上げ率を設定していただきます。

よくあるご質問

Q7. 設備投資に当たって、リースを活用することは可能でしょうか。

A7. 機械装置やソフトウェアに限り、リースやレンタルについて、交付決定後に契約したことが確認できるもので、事業期間中に要する経費については対象とすることが可能です。契約期間が事業実施期間を超える場合、按分等により算出された事業実施期間分の経費が対象となります。

また、ファイナンス・リース取引に限り、補助事業者がリース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されることなどを条件として、リース会社と共同申請をする場合には、機械装置やソフトウェアの購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能です。この場合、リース会社に対しては投資額・賃上げ要件等の適用は求めません。

Q8. 補助金の概算払いは可能ですか。

A8. 原則、補助金は精算払い（補助事業終了後に確定検査を経て支払い）としますが、補助事業終了前でも、個別の支出状況に応じて補助金を交付するといった柔軟な対応をいたします。

Q9. 審査はどのように行われるのでしょうか。

A9. 申請のあった事業計画に基づく1次審査を行い、通過した申請者は、2次審査として経営支援等を行う外部有識者に対するプレゼン審査（対話形式）を行います。当該審査を通じて、政策目的に沿った優れた提案を行った事業者を採択します。事業計画・審査のポイントについては、10ページ目をご参照ください。

Q10. 賃上げ要件について、補助事業の終了後3年間は、毎事業年度、申請時に掲げた目標以上の賃上げ率を満たしていなければ、補助金を返還しなければならないのでしょうか。

A10. 補助金の返還対象の有無は、補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均成長率）が、申請時に掲げた賃上げ伸び率の目標以上であるかどうかで確認します。

年平均成長率で確認するため、例えば、賃上げ状況を確認する1・2事業年度目は目標以上の伸び率となっていなくても、3事業年度目（確認対象となる最終事業年度）の1人当たり給与支給総額と基準年度（補助事業の終了日を含む事業年度）を比較した年平均成長率が目標以上となっていた場合は返還の対象になりません。

ただし、補助事業終了後の賃上げ状況や事業実施状況（3事業年度分）の確認については、毎事業年度行います。

地域未来投資促進税の「中堅企業枠」創設

- **地域未来投資促進税制**は、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果をもたらすとして、主務大臣の確認を経た事業計画に基づき行う**設備投資を促進する税制**。
- 賃金・技術蓄積等の面で地域に大きな波及効果をもたらす**成長志向の中堅企業**が、躊躇することなく、さらに**規模拡大していくために必要な大規模国内投資を後押しするための中堅企業枠を創設（税額控除率6%）**。

改正内容

※赤字が改正箇所 【税制期限：令和6年度末まで】

対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者	
機械装置 器具備品	通常	特別償却40% 又は税額控除4%
	【 現行の上乗せ要件 】 下記①を満たした上で、②または③を満たす ① 労働生産性の伸び率 5%*2 以上かつ投資収益率 5% 以上 ② 直近事業年度の付加価値額増加率が 8% 以上 ③ 対象事業において創出される付加価値額が 3 億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が 50 億円以上	特別償却50% 又は税額控除5%
	【中堅企業枠】 上記①～③を満たした上で、下記イ～ハを満たす イ：賃金水準・成長意欲が高い中堅企業 ロ：設備投資額が10億円以上であること ハ：パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること	特別償却50% 又は 税額控除6%
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%	

賃金水準・成長意欲が高い中堅企業*3

1. 常時使用する従業員数が2,000人以下
※中小企業者及びみなし大企業を除く
2. 良質な雇用の創出
地域における良質な雇用を生み出す能力を重視し、従業員数・賃金等の状況を確認
3. 将来の成長性
将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視し、成長投資（設備投資、無形固定資産投資、研究開発、人材教育投資）の状況を確認
4. 経営力
成長志向や規模拡大を実現する経営力の有無を確認するため、中長期の経営ビジョンや経営管理体制などについて、外部有識者が確認

*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。
*2 中小企業基本法の中小企業者は労働生産性の伸び率4%以上
*3 産業競争力強化法において規定

賃上げ促進税制における中堅企業枠の創設

- 賃上げ促進税制について、地域において賃上げと経済の好循環の担い手として期待される中堅企業の賃上げ環境の整備に向けて、**中堅企業枠を創設**。**構造的・持続的な賃上げ実現**を目指す。
- 厚労省の所管である「くるみん」※①「えるぼし」※②と連携し、**仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対して税額控除の上乗せ措置を創設**。

改正後【措置期間：3年間】

改正前【措置期間：2年間】

大企業 ※1	継続雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3 %	10%	+ 10%	5 % 上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5 % 上乗せ	35%
	+ 4 %	15%					
	+ 5 %	20%					
	+ 7 %	25%					
中堅企業 ※2	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3 %	10%	+ 10%	5 % 上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5 % 上乗せ	35%
	+ 4 %	25%					
中小企業 ※3	全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 1.5%	15%	+ 5 %	10% 上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5 % 上乗せ	45%
	+ 2.5%	30%					

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 3 %	15%	+ 20%	5 % 上乗せ	30%
+ 4 %	25%			
—	—	—	—	—
全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 1.5%	15%	+ 10%	10% 上乗せ	40%
+ 2.5%	30%			

- ※① **くるみん**：
仕事と子育ての両立サポート、
多様な労働条件・環境整備等
に積極的に取り組む企業に対す
る認定制度。
- ※② **えるぼし**：
女性の活躍推進に関する状況
や取組等が優良な企業に対する
認定制度。



くるみんマーク



えるぼしマーク

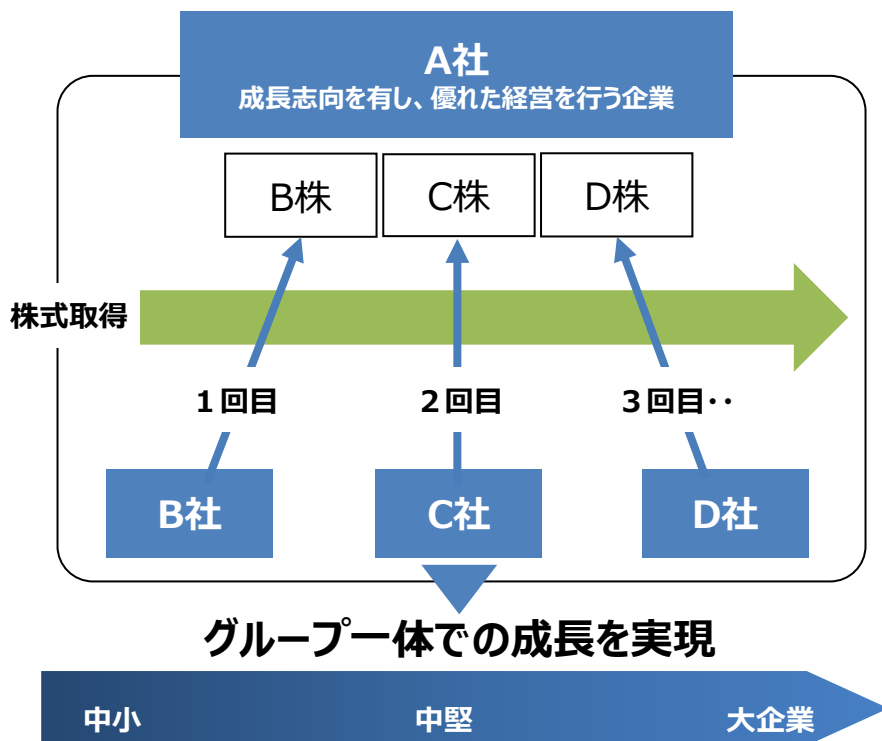
中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

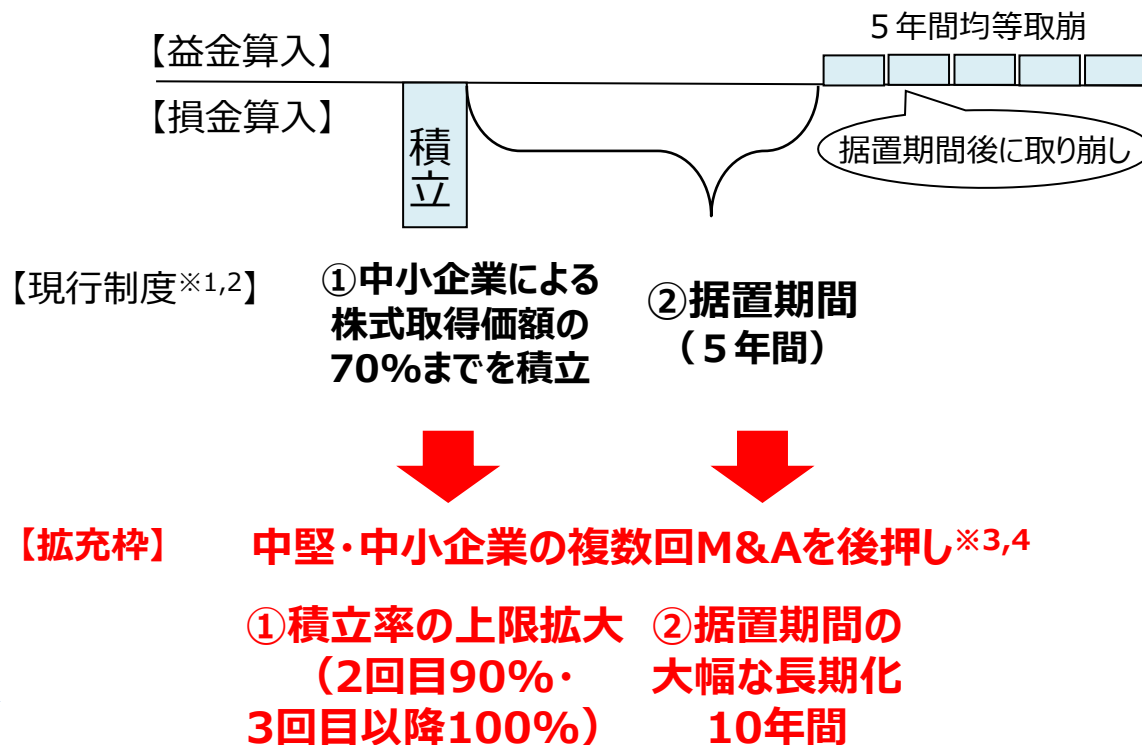
経営資源を集約化し賃上げにつなげるグループ化税制の創設

- 成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しする観点から、準備金制度を中堅企業も対象に、複数回のM&Aを行う場合の積立率をM&A2回目90%、3回目以降100%に拡大するとともに、据置期間10年に大幅長期化。

<グループ化に向けた複数回のM&A>



中小企業事業再編投資損失準備金 (黒：現行制度、赤：新設枠（要望）)



- ※ 1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。
- ※ 2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。
- ※ 3 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件（拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要）。
- ※ 4 中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。

2024年2月17日（土）日本経済新聞5面

2024年2月19日（月）日刊工業新聞2面

2024年2月21日（月）日刊工業新聞2面

中堅企業に重点支援

大企業に成長 1割どまり
M&A・投資で税優遇

法改正案決定

政府は緊急企業重点支援策、産業競争力強化法において中小企業を助成、従業員数200人以下の企業を「中堅企業」と新たに規定することにより、中堅への資金水準が国内投資に際した重点となる。「特定中堅企業」と定め、M&A・合併・買収による規模拡大などを後押しする。国内投資や雇用創出に積極経済をけん引する中堅の成長力是一段引き出し、日本の競争力向上に貢献する。

政府が16日に産経法で、成長志向の特定中改正案を閣議決定し、緊急を標榜する。具体的には中堅のM&Aを中堅が積極的に実施するのを助成する。中堅を定義した一環、株式取得価額の0.5倍を上限とする。

経済産業省によると、特定中堅企業は全国に約1000社あり、中堅は

「中堅企業」成長支援

継続的な国内投資と雇
用創出で地域経済に貢

獻する。又、法務省の「戦後賠償物の国内生産と輸出を促進す減税協定」に、欧米に比べ大企業へと成長する中堅の教員見劣りする。その故を見逃して中国産を完全させ、中国の潜在成長力を引き出す者。

岸田法改正案でせよ

のほか、電気自動車
行い期限を2050年
3月末、現在は34年
月まで延長する。

大規模国内投資を補助

経産省 中堅・中小を来月公募

[illegible]

持続的な賃上げの実現に向けて、地域経済をけん引する中堅・中小を重視している。成長	志向の事業者の大規模投資を後押しし、日本全体の産業競争力強化につなげる。
--	--------------------------------------

中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課

中小企業庁長官官房 総務課

令和5年度補正予算額 1,000億円

事業の内容

事業目的

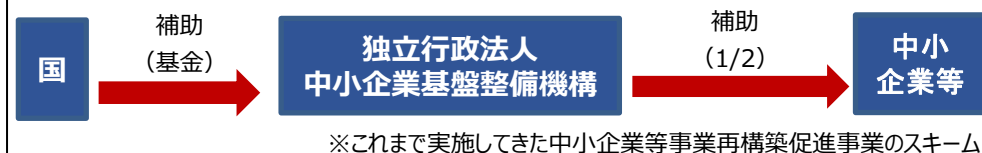
中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

I o T、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

※なお、中小企業等事業再構築促進基金を用いて、これまで実施してきた、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、企業の思い切った事業再構築の支援については、必要な見直しを行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



枠	申請類型	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠 (カタログ型)	従業員数5名以下	200万円(300万円)	1/2
	従業員数6~20名	500万円(750万円)	
	従業員数21名以上	1000万円(1500万円)	
	※賃上げ要件を達成した場合、 () 内の値に補助上限額を 引き上げ		

成果目標

付加価値額の増加、従業員一人当たり付加価値額の増加等を目指す。

中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

- 人手不足に悩む中小企業の省力化投資を協力を支援。
- 人手不足解消に効果がある商品を予め「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易に即効性がある支援措置を新たに実施する。

カタログ掲載機器（IoT、ロボット等）のイメージ

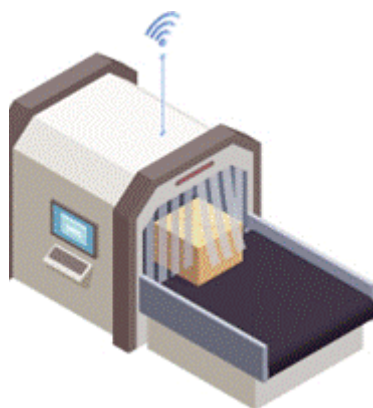
・無人搬送ロボット



著作者: user6702303 / 出典: Freepik

https://jp.freepik.com/free-photo/automated-guided-vehicle-loading-boxes_18321421.htm#query=agv&position=14&from_view=keyword&track=sph

・検品・仕分けシステム



著作者: macrovector / 出典: Freepik

https://jp.freepik.com/free-vector/smart-industry-icon_23182671.htm#query=%E6%A4%9C%E5%93%81%E8%A3%85%E7%BD%A&position=31&from_view=search&track=ais

・無人監視システム



Image by macrovector on Freepik

https://www.freepik.com/free-vector/realistic-video-surveillance-camera-side-view-vector-illustration_23505496.htm#query=%E7%98%A3%E8%A6%96%E3%82%AB%E3%83%A1%E3%83%A9&position=29&from_view=search&track=ais

・キャッシュレス型自動券売機



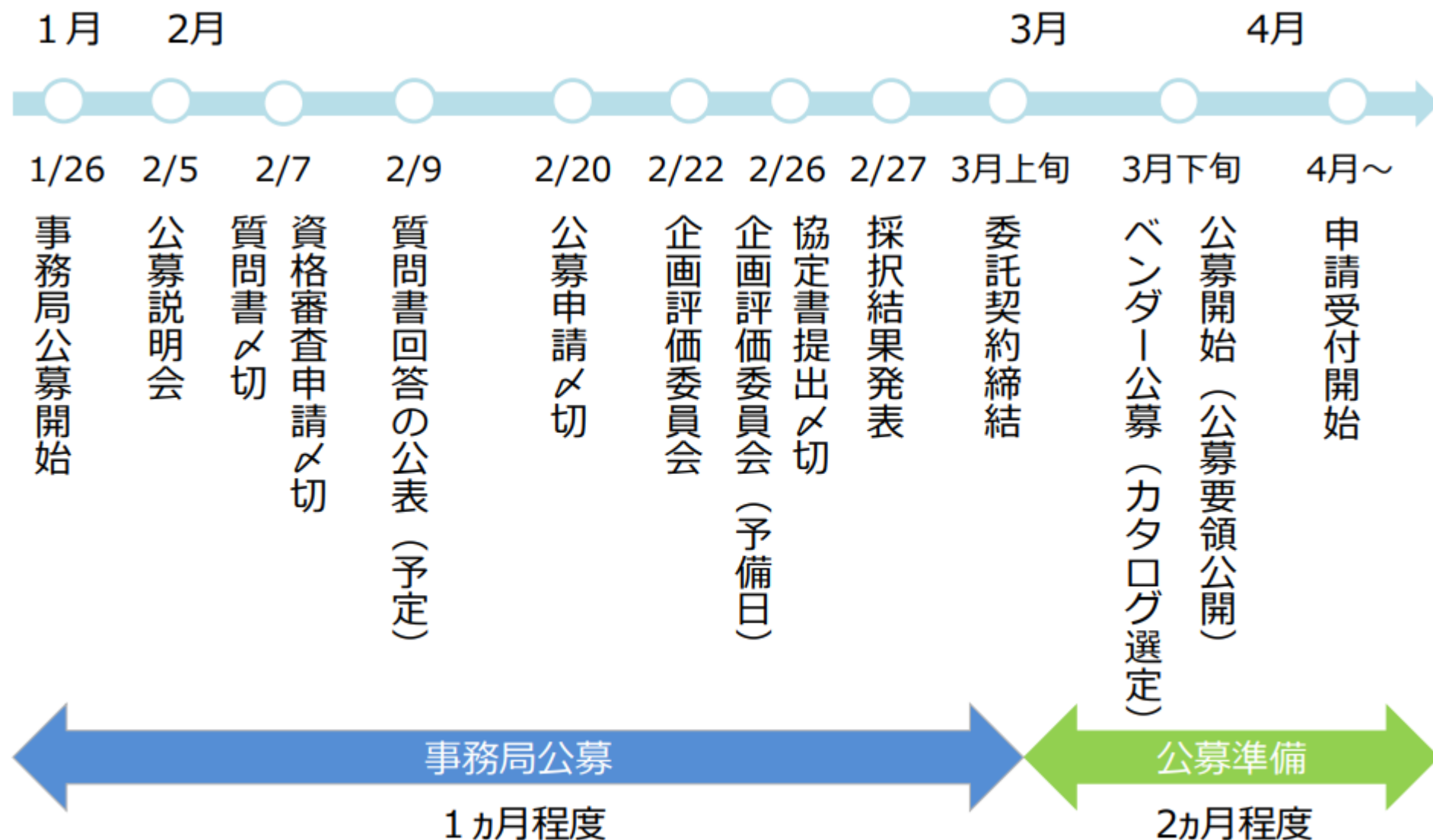
提供: ピクスタ

<https://pixta.jp/illustration/91446448>

枠	補助上限額	補助率
省力化投資枠 (カタログ型)	従業員数5名以下 : 200万円(300万円) 従業員数6~20名 : 500万円(750万円) 従業員数21名以上: 1000万円(1500万円) ※賃上げ要件を達成した場合、() 内の値に補助上限額を引き上げ	1/2

今後の公募のスケジュール

検討中

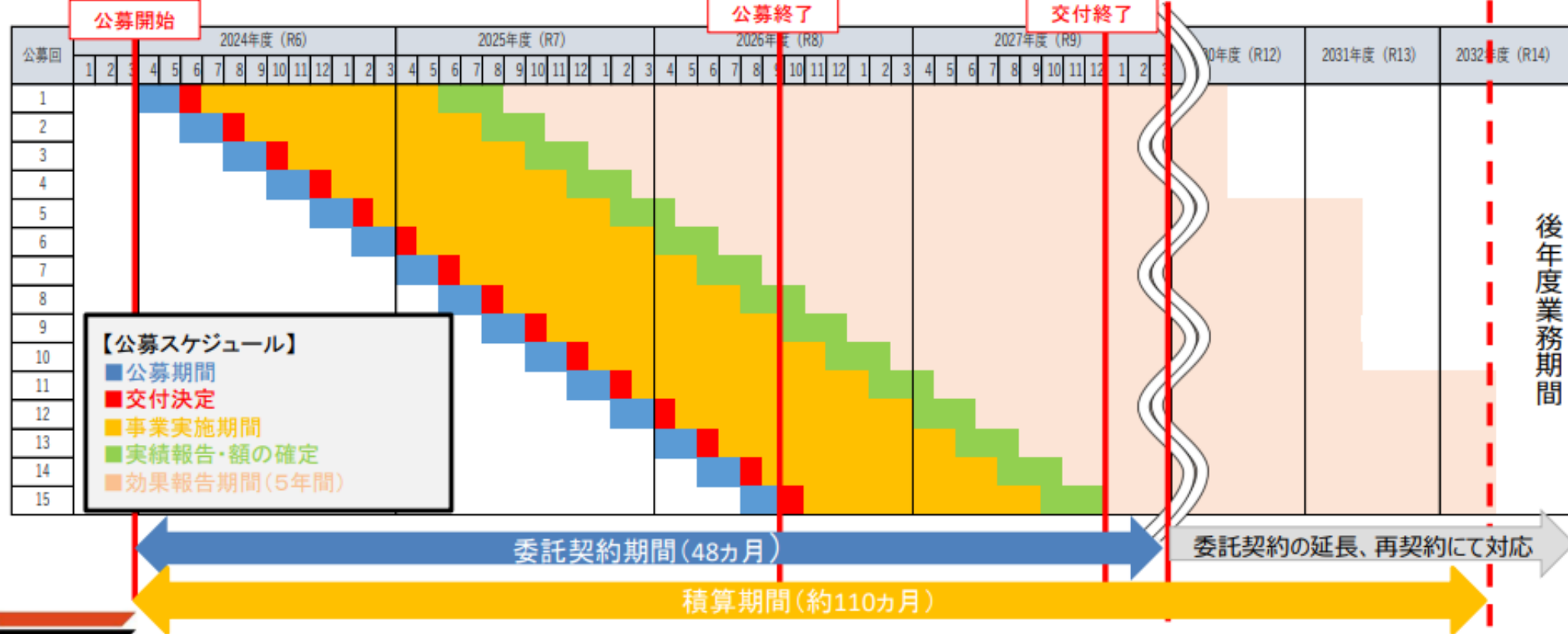


【参考】公募のスケジュール（イメージ）

検討中

- R6年3月～R8年度まで、15愛程度の公募を実施し、延べ120,000者を採択を予定

〔積算期間〕 令和5年度末～令和14年度（補助事業終了後の事業化状況報告期間（5年）満了まで）



中小企業生産性革命推進事業

令和5年度補正予算額 2,000億円

- (1) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁経営支援部 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (3) 中小企業庁 経営支援部 商業課
- (3) 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課
- (4) 中小企業庁事業環境部 財務課

事業の内容

事業目的

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援することを目的とする。

事業概要

- (1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する。
- (2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。
- (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。
- (4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）
事業承継・M & A・グループ化後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）や、M & A時の専門家活用費用等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国	補助	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	補助 (定額)	民間 団体等	補助 (1/2、2/3等)	中小 企業等	
		申請類型	補助上限額	補助率			
ものづくり補助金	①省力化（オーダーメイド）枠		750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3			
		②製品・サービス高付加価値化枠	通常類型	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新型コロナウイルス回復加速化特例2/3		
			成長分野進出類型（DX・GX）	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)	2/3		
		③グローバル枠		3,000万円(4,000万円)	中小：1/2、小規模：2/3		
	⇒大幅費上り特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な費上りに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限額を100～2,000万円上乗せ（※新型コロナウイルス回復加速化特例を除く）。①～③の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。						
持続化補助金	一般型	①通常枠、②資金引き上げ枠、③卒業枠、④後継者支援枠、⑤創業枠	①：50万円 ②～⑤：200万円 ※免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4			
IT導入補助金	通常枠		ITツールの業務領域が1～3まで ：5万円～150万円未満 ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円以下	1/2			
	複数社連携IT導入枠		①インボイス対応型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ①+②合わせて～3,000万円	①インボイス対応型と同様 ②2/3			
	インボイス枠	インボイス対応類型	インボイス制度に対応する以下のITツール 【会計・受発注・決済ソフト】：①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円	【会計・受発注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者：4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・券売機】：1/2			
		電子取引類型	～350万円	中小企業：2/3 大企業：1/2			
	セキュリティ対策推進枠		5万円～100万円	1/2			
	事業承継・引継ぎ補助金	経営革新	①創業支援型 ②経営者交代型③M&A型	～800万円	1/2～2/3		
専門家活用		①買い手支援型 ②売り手支援型	～600万円	1/2～2/3			
廃業・再チャレンジ			～150万円	1/2～2/3			

成果目標

- それぞれ以下の達成を目指す。
- 【ものづくり補助金】
 - ・付加価値額が事業終了後3年で9%以上向上する事業者割合が50%
 - ・事業化を達成した事業者の給与支給総額が、事業終了後5年時点で、年率平均+1.5%以上向上
 - 【持続化補助金】
 - ・事業終了後1年で販路開拓につながった事業者の割合を80%以上
 - 【IT導入補助金】
 - ・補助事業者全体の労働生産性が、事業終了後3年で、9%以上向上すること
 - 【事業承継・引継ぎ補助金】
 - ・事業承継・引継ぎ補助金の補助事業者（経営革新事業）について、補助事業者全体の付加価値額が、事業終了後5年で、+15%以上向上すること

生産性向上を目指す皆様へ

生産性革命推進事業のご案内

ものづくり・商業・サービス補助金

- ✓ 革新的な製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援

小規模事業者持続化補助金

- ✓ 小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

IT導入補助金

- ✓ 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入を支援

事業承継・引継ぎ補助金

- ✓ 事業承継・M&A後の経営革新（設備投資、販路開拓等）や、M&A時の専門家活用費用等を支援

- インボイス制度や賃上げに取り組む事業者を補助上限額引上げや下限額撤廃等により強力に支援します

詳しくは裏面

本紙は「令和5年度補正予算」の制度概要をご紹介します。事業ごとに準備が整い次第公募を開始しますので、公募情報はホームページでご確認ください。

チラシのダウンロードはこちら！



ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

- * 革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援します。
- * 省力化（オーダーメイド）枠を新設し、人手不足の解消に向けて取り組む中小企業・小規模事業者の省力化投資に対し、補助上限を引き上げて支援します。
- * 大幅な賃上げに取り組む場合は補助上限を引き上げます。

申請類型		要件	補助上限額(※1)	補助率	大幅な買上げをする事業者は、100～2,000万円の補助上限を上乗せ (新型コロナウイルス回復加速化特例を除く)
省力化(オーダーメイド)枠		省力化への投資	750万円～8,000万円 (1,000万円～1億円)	1/2(※2)	
製品・サービス高付加価値化枠	通常類型	製品・サービスの高付加価値化	750万円～1,250万円 (850万円～2,250万円)	1/2(※2) (※3)	
	成長分野進出類型 (DX・GX)	DXやGXに資するもの	1,000万円～2,500万円 (1,100万円～3,500万円)	2/3	
グローバル枠		海外事業の拡大・強化に資するもの	3,000万円 (4,000万円)	1/2(※2)	

(※1)従業員規模毎に設定。○内の金額は大幅な賃上げを実施した場合の上限額
(※2)小規模事業者・再生事業者は2/3 (※3)新型コロナ回復加速化特例は2/3

↑公募情報はこちら



(大幅な賃上げをする事業者は、100～2,000万円の補助上限を上乗せ
(新型コロナ回復加速化特例を除く))

小規模事業者持続化補助金

- * 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援します。特に赤字など業況が厳しい中でも、賃上げや事業規模の拡大に取り組む事業者等を引き続き支援します。
- * 免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者に対し、全ての申請枠で補助上限を一律に引き上げて支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3※
賃金引上げ枠・卒業枠 後継者支援枠・創業枠	200万円	

※賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3/4

【インボイス特例】

インボイス発行事業者に転換する事業者は補助上限額を一律50万円上乗せ(最大250万円)

商工会地区 商工会議所地区



←公募情報はこちら

IT導入補助金

- * 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入を支援します。
- * インボイス制度に対応したITツールの導入を支援するため、小規模事業者の補助率を引き上げます。

申請類型	補助対象経費	補助上限額	補助率
通常枠	ITツール	150～450万円	1/2
複数社連携IT導入枠	①ITツールの対象経費と同様 ②消費動向等分析経費 ③事務費・専門家費	①+②+③ 合わせて 3,200万円	1/2 ～ 4/5
	ITツール (会計ソフト、受発注システム(※1決済ソフト) PC・レジ・券売機等	下限無し 50万円 350万円	3/4 4/5 2/3
セキュリティ対策推進枠	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料(※2)	10～20万円 100万円	1/2

※1 取引先に無償で使用させる場合、申請者が中小企業等の場合は補助率2/3、大企業等の場合は補助率1/2(補助上限額はいずれも350万円)
※2 (独)情報処理推進機構(IPA)「サイバーセキュリティお助け隊サービス」に掲載されたサービス



←公募情報は
こちら

事業承継・引継ぎ補助金

- * 事業承継・引継ぎに係る取組を支援します。
- * 一定の賃上げを実施する事業者を対象に補助上限を引き上げて支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
経営革新枠	600万円	1/2～2/3
設備投資等の新たな取組	800万円	1/2 (上乗せ分のあり)
一定の賃上げをする事業者の 上限を200万円上乗せ		
専門家活用枠 仲介・FA費用等	600万円	1/2～2/3
廃業・再チャレンジ 枠※1 廃業費用等	150万円	1/2～2/3

※1 経営革新枠、専門家活用枠との併用が可能



←公募情報は
こちら

お問い合わせ先

- ・ものづくり・商業・サービス補助金：ものづくり補助金事務局サポートセンター (050-8880-4053)
- ・持続化補助金：商工会地域の方 ※所在地によって異なるため右のQRコードよりご参照下さい。
商工会議所地域の方のお問い合わせはこちら (03-6632-1502)
- ・IT導入補助金：サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター (0570-666-376)
- ・事業承継・引継ぎ補助金：経営革新枠 (050-3000-3550)
専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠 (050-3000-3551)



【商工会地域の方、お問い合わせ先】

生産性向上を目指す皆様へ

令和6年2月時点版

令和5年度補正予算

「ものづくり・商業・サービス補助金」で

雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、
新製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な
設備投資等を支援します！

STEP1 対象要件

公募要領等はこちらをチェック

※公募は17次、18次公募の2回実施。



- 中小企業・小規模事業者等が、**革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス等の省力化のための設備投資・システム構築**を行い、

- ① 付加価値額 **年平均成長率3%**増加
- ② 給与支給総額 **年平均成長率1.5%**増加
- ③ 事業場内最低賃金が**地域別最低賃金+30円以上**
の基本要件等を目指す**3～5年の事業計画**に取り組むこと。

STEP2 申請手続

- 公募要領で**補助対象者、申請要件、対象経費、スケジュール**等を確認
- **GビズIDを取得**※のうえ、電子申請システムにより申請

※本補助金の申請にはGビズID（アカウント）の取得が必要です。
ID取得に一定期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GビズID

検索



審査

STEP3 事業実施、フォローアップ

- 交付候補者決定、交付申請・決定を経て事業を実施
- **補助事業実施期間内に設備投資等を行い、実績報告書を提出**
- **3～5年の事業計画に基づき事業を実施し、事業化状況報告を提出**※

※5年間、毎年事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。また、基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

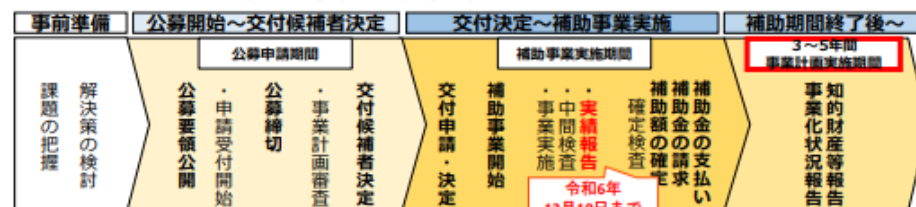
※申請類型等の詳細は裏面をご確認ください。

令和5年度補正予算で中小機構に措置



中小機構

事前準備から事業終了までの流れ



※令和6年12月10日までに実績報告まで完了していただく必要があります。無理のない計画を基に申請を行ってください。
※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

<公募スケジュール>

17次公募(省力化のみ)：2023.12.27公募開始、2024.2.13申請受付開始、3.1公募締切、5月中旬採択発表予定
18次公募(全枠)：2024.1.31公募開始、3.11申請受付開始、3.27公募締切、6月下旬採択発表予定

支援枠・類型の概要

	生産プロセス改善等の取組	製品・サービス開発の取組		海外需要開拓等の取組
	省力化 (オーダーメイド) 枠	製品・サービス高付加価値化枠		グローバル枠
		通常類型	成長分野進出類型 (DX・GX)	
要件	省力化への投資	製品・サービスの 高付加価値化	DXやGXに資するもの	海外事業の拡大・強化 に資するもの
補助上限	750万円～8,000万円	750万円～1,250万円	1,000万円～2,500万円	3,000万円
補助率	1/2 ※小規模・再生事業者2/3 ※1,500万円までは1/2もしくは2/3、 1,500万円を超える部分は1/3	1/2 ※小規模・再生事業者2/3 ※新型コロナ加速化特例2/3	2/3	1/2 ※小規模2/3
対象経費	<全枠・類型共通> 機械装置・システム構築費(必須)、運搬費、技術導入費、知的財産等関連経費、外注費、 専門家経費、クラウドサービス利用料、原材料費 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費も利用可能			

大幅な賃上げに取り組む事業者への支援：補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、
100万円～2,000万円を上記各枠の補助上限に上乗せ（申請枠・類型、従業員規模によって異なる、新型コロナ加速化特例適用事
業者を除く）。

<参考> 製品・サービス高付加価値化枠については、厚生労働省所管の産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)
を供給できる場合があります。詳しくは右記の厚生労働省HPで確認いただくコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター 0120-603-999 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）厚生労働省HP



活用イメージ

省力化（オーダーメイド）枠

人手不足解消のため、AIや画像判別技術を用いた自動組立ロボットを開発・導入し、部品組立工程を完全自動化。

製品・サービス高付加価値化枠

<通常類型> 最新複合加工機を導入し、精密加工が可能となり国際基準に準拠した部品を開発
<成長分野進出類型> AIやセンサー等を活用した高精度な自律走行搬送ロボットの試作機を開発

グローバル枠

海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展

ものづくり補助金の概要

- 雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、**革新的な製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援**。令和5年度補正予算においては下記の見直し・拡充等を実施。
- 「**省力化（オーダーメイド枠）**」を新設し、**補助上限額を大幅に引き上げ、省力化投資を重点支援**。
- 現行の枠を見直し、「**製品・サービス高付加価値化枠**」と「**グローバル枠**」に**整理統合**するとともに、**今後成長が見込まれる分野（DX・GX）は通常枠よりも補助上限額・補助率を引き上げることで支援を重点化**。

予算額	令和5年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」2,000億円の内数		
基本要件	以下を満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行 ① 付加価値額 年平均成長率+3%以上増加 ② 給与支給総額 年平均成長率+1.5%以上増加 ③ 事業場内最低賃金が 地域別最低賃金+30円以上		
	※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。また、基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。		
補助対象経費	<共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費		
支援類型	枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
	省力化（オーダーメイド）枠	5人以下 750万円（1,000万円） 6～20人 1,500万円（2,000万円） 21～50人 3,000万円（4,000万円） 51～99人 5,000万円（6,500万円） 100人以上 8,000万円（1億円）	1/2※ 小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3
	製品・サービス高付加価値化枠		
	通常類型	5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21人以上 1,250万円（2,250万円）	1/2 小規模・再生 2/3 新型コロナ回復加速化特例 2/3
	成長分野進出類型（DX・GX）	5人以下 1,000万円（1,100万円） 6～20人 1,500万円（1,750万円） 21人以上 2,500万円（3,500万円）	2/3
	グローバル枠	3,000万円（3,100万円～4,000万円）	1/2 小規模 2/3
 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例： 補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者（給与支給総額 年平均成長率+6%以上等）に対して、 補助上限額を100万円～2,000万円上乘せ （申請枠・類型、従業員規模によって異なる。新型コロナ回復加速化特例適用事業者を除く。）			

ものづくり補助金の主な変更点

1. 省力化（オーダーメイド）枠の新設

- 中小企業・小規模事業者が人手不足の解消等を目的とした、生産プロセス等の省力化の取り組みを進めるため、個々の事業者のビジネスプロセスに応じたオーダーメイド型の省力化投資等を補助上限額を大幅に引き上げて支援。

2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等

- 中小企業・小規模事業者が、付加価値の高い革新的な製品・サービスの開発に取り組むために必要な設備投資等を支援。
- 今後成長が見込まれる分野（DX・GX）は成長分野進出類型とし、通常類型よりも補助上限額・補助率において重点支援。
- コロナからの回復を図りつつ、最低賃金の引き上げにも取り組む事業者を通常類型よりも補助率を引き上げて支援。
- グローバル枠については、引き続き、海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備投資等を支援。

3. 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げ特例の拡充

- 持続的な賃上げを実現するため、大幅な賃上げに取り組む事業者について、補助上限額を引き上げる（新型コロナ回復加速化特例適用事業者を除く）。
- 省力化（オーダーメイド）枠においては、上乗せ額を拡充し、最大2,000万円まで補助上限を引き上げる。

4. その他

- 交付候補者決定前において、一定の投資規模の事業計画に取り組む事業者に対して、口頭審査を導入。
- 令和5年度補正予算を基に行う公募の補助事業実施期間は令和6年12月10日まで（令和6年12月10日までに実績報告まで完了する必要があります。延長はできませんのでご注意ください）。
- 厚労省の産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）との連携。

1. 省力化（オーダーメイド枠）の新設

基本要件

以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定していること。

01

事業者全体の付加価値額※1
を年平均成長率（CAGR）※2
3%以上増加

02

給与支給総額※3
を年平均成長率（CAGR）
1.5%以上増加

03

事業場内最低賃金
（事業場内で最も低い賃金）
を地域別最低賃金+30円以上
の水準にする

※1 付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものの。

※2 年平均成長率（CAGR）は複利計算をもとに算出してください。以下、同じです。

※3 給与支給総額とは、全従業員（非常勤を含む）及び役員に支払った給与等（給料、賃金、賞与及び役員報酬等は含み、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）。

申請要件が未達の場合の返還規程

申請時点で、賃上げ計画を策定
していないことが発覚した場合
は全額返還※1

事業計画終了時点において、給
与支給総額要件が未達の場合、
「残存簿価等×補助金額／実際
の購入金額」を返還※2、3

事業計画期間中の毎年3月末時
点において、事業場内最低賃金
要件が未達の場合、「補助金額
／計画年数」を返還※4

※1 再生事業者である場合には、各目標が達成できていない場合でも返還免除。

※2 付加価値額が目標通りに伸びなかった場合、「給与支給総額増加率＞付加価値増加率/2」であれば免除。天災など事業者の責めに負わない理由がある場合も免除。

※3 給与支給総額増加率に代えて、一人当たり賃金の増加率を用いることも可能。

※4 付加価値増加率＜1.5%の場合や、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は免除。

1. 省力化（オーダーメイド枠）の新設

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	750万円（1,000万円）	1/2 小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3
6～20人	1,500万円（2,000万円）	
21～50人	3,000万円（4,000万円）	
51～99人	5,000万円（6,500万円）	
100人以上	8,000万円（1億円）	

※（ ）内は大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用した場合

対象事業

人手不足の解消に向けて、デジタル技術等を活用した専用設備（オーダーメイド設備）の導入等により、革新的な生産プロセス・サービス提供方法の効率化・高度化を図る取り組みに必要な設備・システム投資等を支援

※デジタル技術等を活用した専用設備（オーダーメイド設備）とは、ICTやIoT、AI、ロボット、センサー等を活用し、単一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ（SIer）との連携などを通じて、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）のことをいいます。デジタル技術等を活用せず、単に機械装置等を導入する事業については、本事業の対象とはなりません。

活用イメージ

例）熟練技術者が手作業で行っていた組立工程に、システムインテグレータ（SIer）と共同で開発したAIや画像判別技術を用いた自動組立ロボットを導入し、完全自動化・24時間操業を実現。組立工程における生産性が向上するとともに、熟練技術者は付加価値の高い業務に従事することが可能となった。

1. 省力化（オーダーメイド枠）の新設

基本要件に加え、以下の要件を全て満たすこと

01

3～5年の事業計画期間内に
補助事業において
設備投資前と比較して
労働生産性※1が2倍以上となる
事業計画を策定すること

02

3～5年の事業計画期間内に
投資回収可能※2な事業計画
を策定すること。

03

外部Slerを活用する場合、
3～5年の事業計画期間内
における保守・メンテナンス
契約を中小企業等とSler間で
締結し、Slerは必要な体制を
整備すること

※1 労働生産性は「付加価値額（付加価値額の算出が困難な場合は生産量）/（労働人数×労働時間）」とする。完全自動化の場合は「（労働人数×労働時間）」を便宜的に0.1とする。

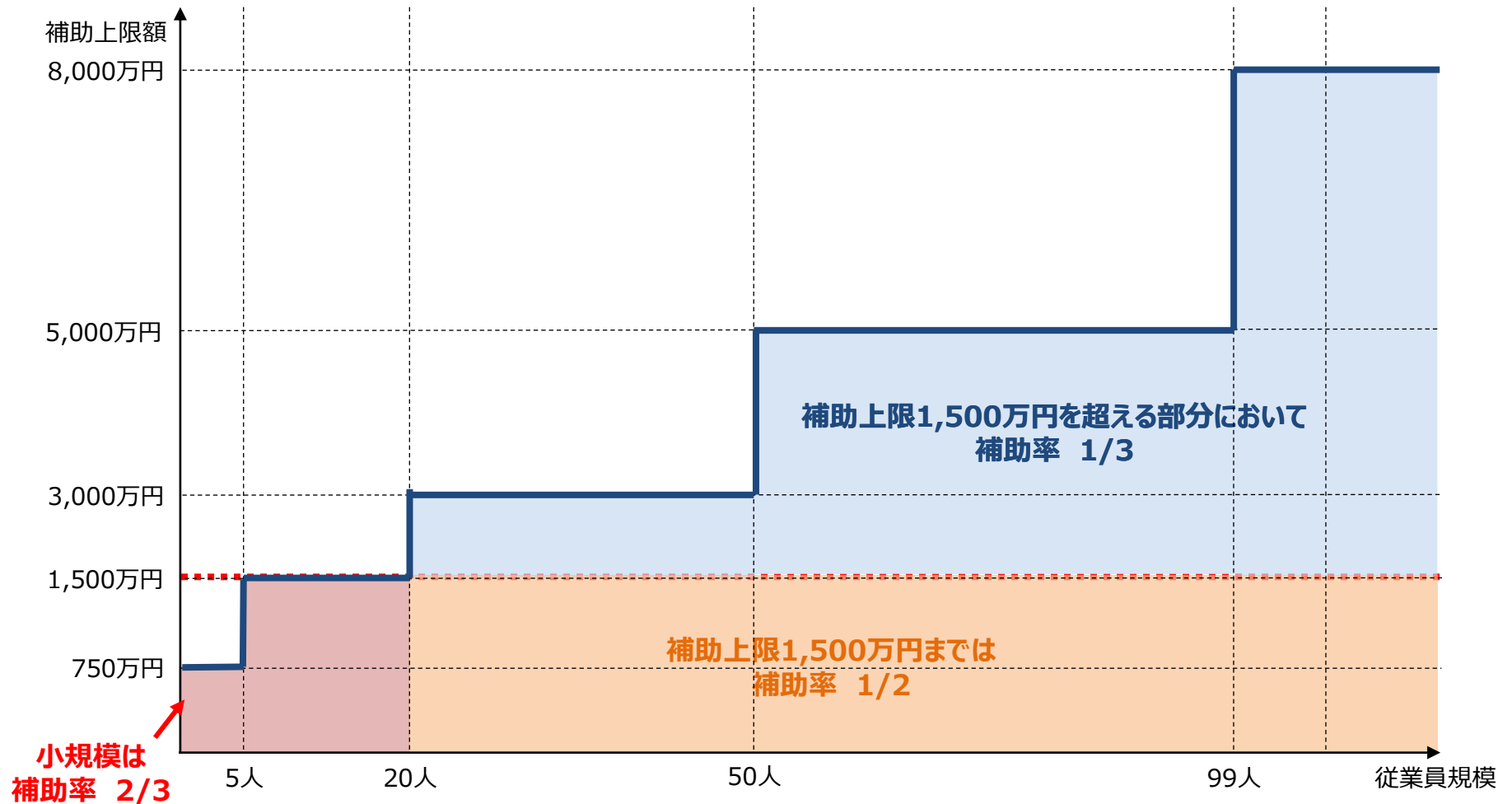
※2 投資回収年数は「投資額/（削減工数×人件費単価）」とする。

留意事項

- 本事業に係る資金について金融機関等からの調達を予定している場合は、金融機関等による事業計画の確認を受け、金融機関による確認書を提出いただく必要があります。金融機関は事業所の所在地域にある必要はございませんので、任意の機関を選定してください。
- 事業計画期間終了までの間、本事業により導入した設備を対象として保険又は共済（風水害等の自然災害を含む損害を補償するもの／付保割合50%以上）に加入することを強く推奨します。

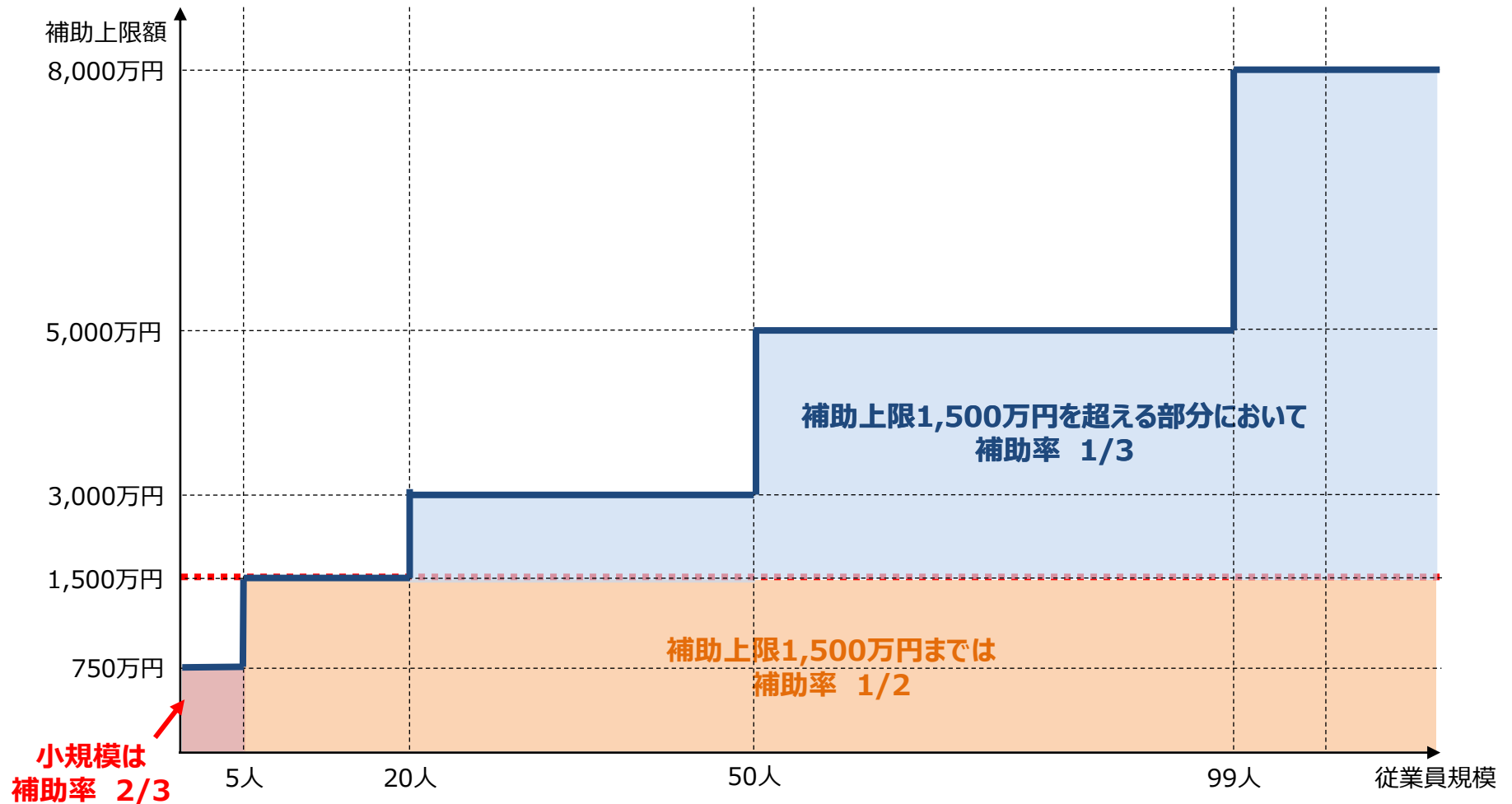
省力化（オーダーメイド）枠の補助上限額と補助率 〈製造業、その他〉

- 従業員規模別に補助上限額と補助率を設定。



省力化（オーダーメイド）枠の補助上限額と補助率 〈卸・小売、サービス業〉

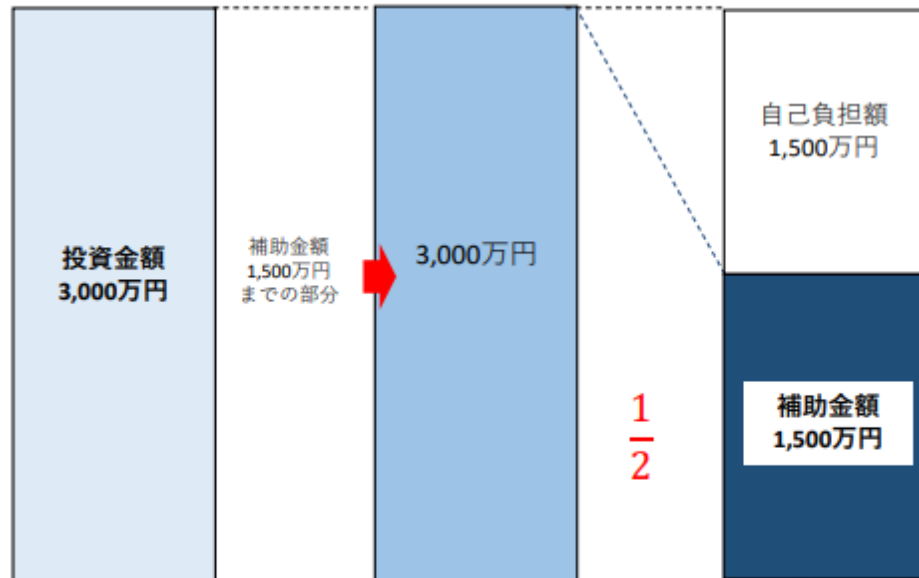
- 従業員規模別に補助上限額と補助率を設定。



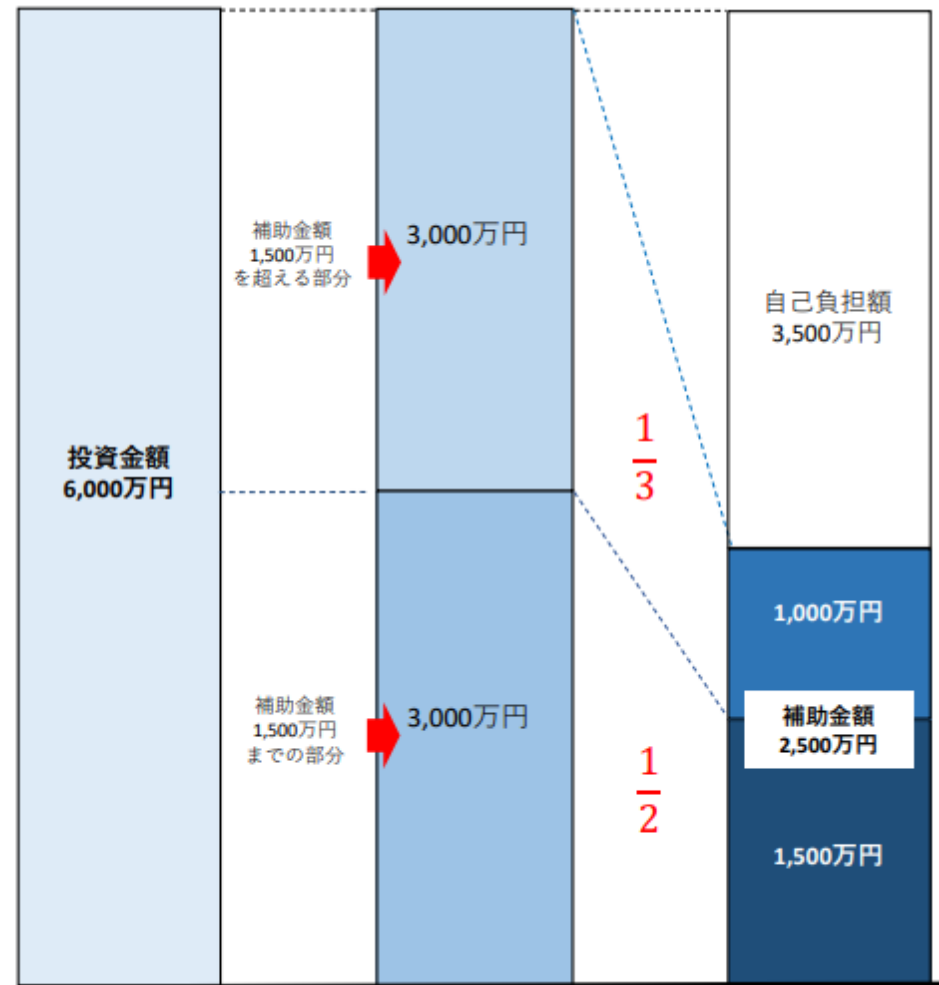
【参考】省力化（オーダーメイド）枠の補助金額が 1,500万円を超える場合の補助上限額と補助率の考え方

- 省力化（オーダーメイド）枠の補助率は、原則、中小企業が1/2以内、小規模・再生が2/3以内。
- ただし、補助金額が1,500万円までのものは1/2以内、1,500万円を超える部分は1/3以内を適用。
- 例えば、従業員規模が21人以上で投資金額が3,000万円を超える場合の考え方は下図の通り。

<中小企業（21人以上）3,000万円規模投資の場合>



<中小企業（21人以上）6,000万円規模投資の場合>



補助対象経費

機械装置・システム構築費 	①機械・装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費 ②専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費 ③改良・修繕又は据付けに要する経費 ※1 生産性向上に必要な、防災性能の優れた生産設備等を補助対象経費に含めることは可能。 ※2 3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象。 ※3 必ず1つ以上、単価50万円(税抜)以上の機械装置等の設備投資が必要。	専門家経費 ◎	本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費
		クラウドサービス利用費	クラウドサービスの利用に関する経費 
		原材料費	試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費 
運搬費	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費 	海外旅費 ■※	海外渡航及び宿泊等に要する経費 
技術導入費 ▲	知的財産権等の導入に要する経費 	通訳・翻訳費 ■※	通訳及び翻訳を依頼する場合に支払われる経費 
知的財産権等関連経費 ▲	特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用等 		
外注費 ◎	新製品・サービスの開発に必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費 	広告宣伝・販売促進費 ◎※	海外展開に必要な広告(パンフレット、動画、写真等)の作成及び媒体掲載、展示会出展等、ブランディング・プロモーションに係る経費

★：機械装置・システム構築費以外の経費の補助上限額あり
◎：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の2分の1
▲：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の3分の1
■：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の5分の1

※：グローバル枠②海外市場開拓(輸出)に関する事業のみ対象

省力化（オーダーメイド）活用イメージ

製造業×多関節ロボット ×人手不足・組み立て動作ロスの解消

- 従来、海外の生産拠点で職人が手作業で行っていた組立工程を国内に集約するにあたり、AIや3Dカメラ、センサー等を用いた多関節ロボットを導入。
- 組立に必要な全ての部品を供給するシステムを構築したことで、切替ロス無しで、流れてきた部品に依った、製品の1個流し生産を実現することが可能になった。

サービス業（小売・卸売） ×多関節ロボット×人手不足

- 飲料陳列や在庫品出し作業において、AIシステム化された陳列棚の在庫管理システムと、連動して動く自動搬送ロボットを導入。
- 3Dカメラ技術を使用してAIが自動で商品棚の在庫量を可視化することで、従業員は遠隔で不足している商品の種類と数を把握し、従業員からの指示に従って、ロボットが売り場に自動で商品を搬送し、商品棚に陳列を行う。

食品製造業×多関節ロボット ×人手不足・手作業の負担軽減

- ハンドラベラーを使い、手作業で冷凍商品のラベル貼付作業を行っていたが、納品時間の関係で深夜に渡り作業が発生したり、多人数での分散作業であることから、商品の管理ミスや不良品がでることが課題となっていた。
- ロボット導入により箱単位でのラベルの自動貼付や箱の供給・排出が全自動で行えるようになり、作業工数の削減と作業のライン化を実現。

物流サービス業×自動荷役・積替ロボット ×高齢化・人手不足対応

- 取扱商品が多種多様で在庫や入出荷タイミングが不規則な物流の集荷業務において、商品の保管規模に応じ、弾力的に荷役作業をロボット化できる単機能小型ロボットユニットを導入。
- 当日の出荷指示データを基に決められた全カートンの積載パターンに沿って、AGVがパレット/カートを運搬、ロボットが商品をつかみ、トラックパースへ運搬するまでを全自動化した。

2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等〈①通常類型〉

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	750万円（850万円）	1/2
6～20人	1,000万円（1,250万円）	小規模・再生 2/3 新型コロナ回復加速化特例 2/3
21人以上	1,250万円（2,250万円）	

※（ ）内は大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用した場合

対象事業

革新的な製品・サービス開発の取組みに必要な設備・システム投資等を支援

※ 革新的な製品・サービス開発とは、顧客に新たな価値を提供することを目的に、導入した設備・システムを用いて、自社の技術力等を活かして製品・サービスを開発することをいいます。単に設備・システムを導入するにとどまり、製品・サービスの開発を伴わないものは該当しません。また、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）において既に相当程度普及している製品・サービスの開発は該当しません。

2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等〈①通常類型〉

基本要件に加え、以下の要件を満たすこと

3～5年の事業計画期間内に、新製品・サービスの売上高の合計額が、
企業全体の売上高の10%以上となる事業計画を策定すること

新型コロナ回復加速化特例の要件

01

常時使用する従業員
がいること

02

2022年10月から2023年8
月までの間で、3か月以上
地域別最低賃金+50円以
内で雇用している従業員
が全従業員数の10%以上
いること

03

補助事業を完了した事
業年度の翌年度の3月末
時点において、その時
点での給与支給総額が
1.5%以上増加目標を達
成していること

04

補助事業を完了した事
業年度の翌年度の3月末
時点において、その時
点での事業場内最低賃
金が地域別最低賃金+50
円以上の水準を達成し
ていること

※1 3及び4が未達の場合については、補助率引き上げ分について返還を求めます。

※2 本特例を受ける場合は、大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例の対象とはなりません。

留意事項

- 本事業に係る資金について金融機関等からの調達を予定している場合は、金融機関等による事業計画の確認を受け、金融機関による確認書を提出いただく必要があります。金融機関は事業所の所在地にある必要はございませんので、任意の機関を選定してください。
- 事業計画期間終了までの間、本事業により導入した設備を対象として保険又は共済（風水害等の自然災害を含む損害を補償するもの／付保割合50%以上）に加入することを強く推奨します。

2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等〈②成長分野進出類型（DX・GX）〉

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	1,000万円（1,100万円）	1/2 小規模・再生 2/3
6～20人	1,500万円（1,750万円）	
21人以上	2,500万円（3,500万円）	

※（ ）内は大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用した場合

対象事業

今後成長が見込まれる分野（DX・GX）に資する革新的な製品・サービス開発※の取組みに必要な設備・システム投資等を支援します。

※ 革新的な製品・サービス開発とは、顧客に新たな価値を提供することを目的に、導入した設備・システムを用いて、自社の技術力等を活かして製品・サービスを開発することをいいます。単に設備・システムを導入するにとどまり、製品・サービスの開発を伴わないものは該当しません。また、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）において既に相当程度普及している製品・サービスの開発は該当しません。

2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等〈②成長分野進出類型（DX・GX）〉

基本要件に加え、以下の要件を満たすこと

01

3～5年の事業計画期間内に、新製品・サービスの売上高の合計額が、企業全体の売上高の10%以上となる事業計画を策定すること

及び

02

【DX】
DXに資する革新的な製品・サービスの開発※1であること

もしくは

02

【GX】
グリーン成長戦略「実行計画」14分野※2に掲げられた課題の解決に資する革新的な製品・サービスの開発であること

※1 DXに資する革新的な製品・サービスの開発とは、例えば、AI、IoT、センサー、デジタル技術等を活用した遠隔操作や自動制御、プロセスの可視化等の機能を有する製品・サービスの開発（部品、ソフトウェア開発を含む）等をいう。

※2 グリーン成長戦略「実行計画」14分野とは、令和3年6月18日付で策定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、「実行計画」が策定されている14分野をいいます。分野毎に「現状と課題」として記載のある「課題」の解決に資する取組であることが必要となります。14分野のうちどの分野のどの課題の解決に資する取組であるかあらかじめご確認ください。

留意事項

- 本事業に係る資金について金融機関等からの調達を予定している場合は、金融機関等による事業計画の確認を受け、金融機関による確認書を提出いただく必要があります。金融機関は事業所の所在地域にある必要はございませんので、任意の機関を選定してください。
- 事業計画期間終了までの間、本事業により導入した設備を対象として保険又は共済（風水害等の自然災害を含む損害を補償するもの／付保割合50%以上）に加入することを強く推奨します。

2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等〈③グローバル枠〉

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	3,000万円（3,100万円）	1/2 小規模 2/3
6～20人	3,000万円（3,250万円）	
21人以上	3,000万円（4,000万円）	

※（ ）内は大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用した場合

対象事業

以下のいずれかの海外事業を実施し、国内の生産性を高める取組みに必要な設備・システム投資等を支援します。

①

海外への直接投資に関する事業※

②

海外市場開拓（輸出）に関する事業

③

インバウンド対応に関する事業

④

海外企業との共同で行う事業

※ ①海外への直接投資に関する事業を行う場合であって、海外子会社又は海外支店が主たる補助事業実施主体となる場合は、日本国内の本社に対して補助対象事業の申請要件が適用されます。

※ グローバル枠は、新商品・サービスの開発改良、ブランディングや、新規販路開拓等の取組みを目的とする事業であり、事前にマーケティング調査（実現可能性調査）を実施し、その結果に基づく開発改良、ブランディング等を行うことが基本要件となります。

グローバル枠における共通要件

1. 海外事業に関する実現可能性調査※を実施していること

※ 実現性調査とは、市場調査や現地規制調査、取引先の信用調査等、海外事業の実現可能性を判断するための調査をいう。

2. 社内に海外事業の専門人材を有すること又は海外事業に関する外部専門家と連携すること

2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等〈③グローバル枠〉

基本要件に加え、選択する事業における以下の要件を満たすこと

①海外への直接投資に関する事業

1. 国内に所在する本社を補助事業者とし、補助対象経費の2分の1以上が海外支店の補助対象経費となること、又は海外子会社（発行済株式の総数の半数以上又は出資価格の総額の2分の1以上を補助事業者が所有している、国外に所在する会社）の事業活動に対する外注費（本補助金の補助対象経費の範囲に限る。一般管理費は含まない。事業実施に不可欠な開発・試作にかかる業務等を想定。）若しくは貸与する機械装置・システム構築費（本補助金の補助対象経費の範囲に限る。）に充てられること。
2. 国内事業所においても、海外事業と一体的な機械装置等(単価50万円（税抜き）以上)を取得（設備投資）すること。
3. 応募申請時に、海外子会社等の事業概要・財務諸表・株主構成が分かる資料を提出すること。
4. 実績報告時に、海外子会社等との委託（貸与）契約書とその事業完了報告書を追加提出すること。

②海外市場開拓（輸出）に関する事業

1. 国内に補助事業実施場所を有し、製品等の最終販売先の2分の1以上が海外顧客となり、計画期間中の補助事業の売上累計額が補助額を上回る事業計画を有していること。
2. 応募申請時に、事前のマーケティング調査に基づく、想定顧客が具体的に分かる海外市場調査報告書を提出すること。
3. 実績報告時に、想定顧客による試作品等の性能評価報告書を提出すること。

2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等〈③グローバル枠〉

基本要件に加え、選択する事業の以下の要件を満たすこと

③インバウンド対応に関する事業

1. 国内に補助事業実施場所を有し、製品・サービス等の販売先の2分の1以上が訪日外国人となり、計画期間中の補助事業の売上累計額が補助額を上回る事業計画を有していること。
2. 応募申請時に、想定顧客が具体的に分かるインバウンド市場調査報告書を提出すること。
3. 実績報告時に、プロトタイプの仮説検証※の報告書を提出すること。

※開発に立てた機械装置・システムについて、計画の初期段階で立てた計画通りの機能や操作性が実現できたか、想定していた効果が得られたかを評価いただきます。

④海外企業との共同で行う事業

1. 国内に補助事業実施場所を有し、外国法人と行う共同研究・共同事業開発に伴う設備投資等があり、その成果物の権利の全部又は一部が補助事業者に帰属すること（外国法人の経費は、補助対象外）
2. 応募申請時に、共同研究契約書又は業務提携契約書（検討中の案を含む）を提出すること。
3. 実績報告時に、当該契約の進捗が分かる実績成果報告書を提出すること。

3. 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げ特例の拡充

- 持続的な賃上げを実現するため、大幅な賃上げに取り組む事業者に対して、従業員規模に応じて補助上限額を100万円～2,000万円引き上げ。
- 事業計画において、補助事業期間終了後3～5年で「①給与支給総額 年平均成長率6%以上増加」かつ「②事業場内最低賃金を地域別最低賃金 + 50円以上の水準」を満たしたうえで、「③毎年、事業場内 最低賃金を+50円以上増額」することとし、賃上げに係る計画書を提出することが要件。
- 要件未達の場合、補助金上乗せ分について全額返還。

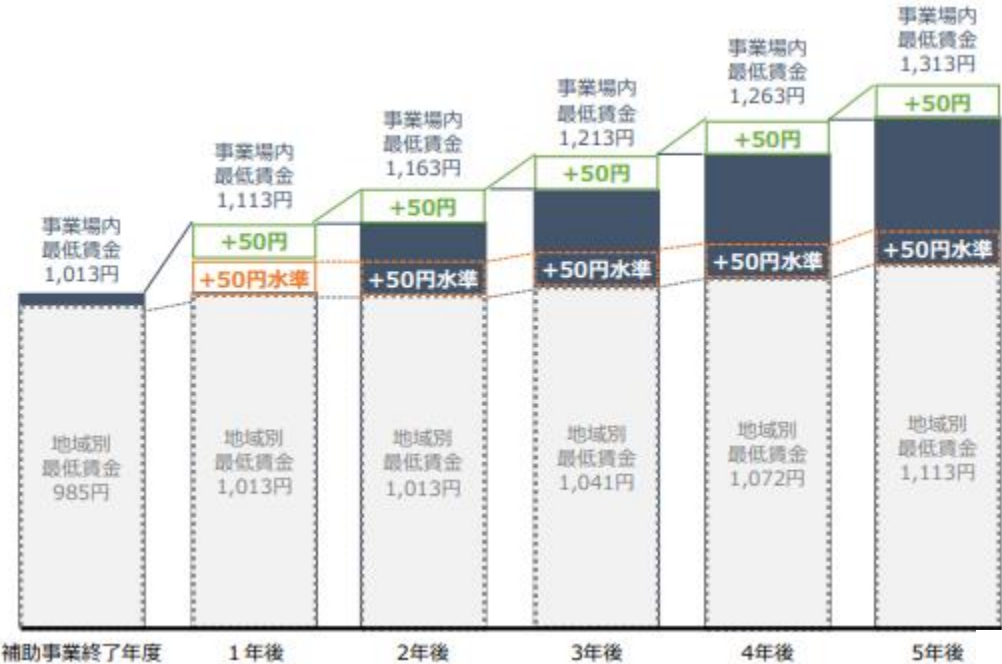
【基本要件と比較】

要件	基本要件	大幅な賃上げに取り組む事業者
①付加価値額	年平均成長率3%以上	同左
②給与支給総額	年平均成長率1.5%以上増加	年平均成長率6%以上増加
③最低賃金	地域別最低賃金 + 30円以上の水準とする	事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にしたうえで、毎年、事業場内最低賃金を+50円以上増額
④補助金返還の要件	- 事業計画終了時点において上記②が未達の場合、補助金の一部を返還 - 事業計画期間中の毎年3月末時点において上記③が未達の場合、補助金の一部を返還	- 事業計画終了時点において上記②が未達の場合、補助金上乗せ分を返還 - 事業計画期間中の毎年3月末時点において上記③が未達の場合、補助金上乗せ分を返還

【補助上限引き上げ額】

従業員数	製品・サービス高付加価値化枠 / グローバル枠	省力化枠	補助率
5人以下	100万円	250万円	各申請枠の補助率による
6～20人	250万円	500万円	
21～50人	1,000万円	1,000万円	
51～99人		1,500万円	
100人以上		2,000万円	

【考え方】事業内最低賃金を地域別最低賃金 + 50円以上の水準を満たしたうえで、毎年、事業場内最低賃金を + 50円以上増額



審査項目、加点項目

審査項目

技術面

- ① 取組内容の革新性
- ② 課題や目標の明確さ
- ③ 課題の解決方法の優位性
- ④ 技術的能力
- ⑤ 開発内容の妥当性
- ⑥ 労働生産性の向上

事業化面

- ① 事業実施体制
- ② 市場ニーズの有無
- ③ 事業化までのスケジュールの妥当性
- ④ 補助事業としての費用対効果

政策面

- ① 地域経済への波及効果
- ② ニッチトップとなる潜在性
- ③ 事業連係性
- ④ イノベーション性
- ⑤ 事業環境の変化に対応する投資内容

大幅賃上げ

(大幅賃上げ特例申請事業者のみ)

- ① 賃上げ計画の内容及びその根拠
- ② 継続性、企業の成長の見込み

加点項目

①成長性 加点

- ・ 有効な期間の経営革新計画の承認を取得した事業者

②政策 加点

- ・ 創業・第二創業後間もない事業者
- ・ パートナリシップ構築宣言を行っている事業者 など計9項目

③災害等 加点

- ・ 有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した事業者

④賃上げ 加点等

- ・ 給与支給総額の増加、事業場内最低賃金の水準
- ・ 被用者保険の適用拡大の対象

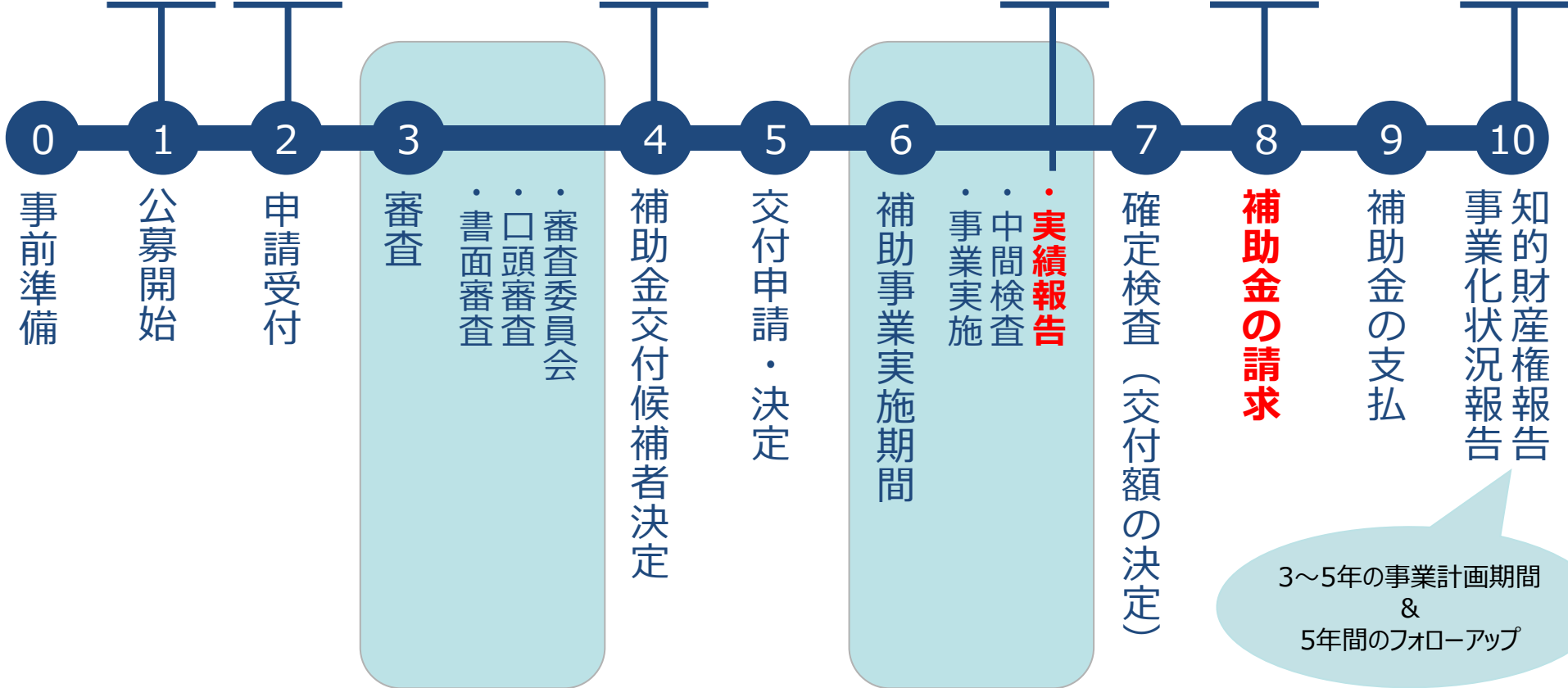
スケジュール

手続きは100%電子化

17次
公募



18次
公募



4. その他

(1) 一定の投資規模がある事業者について、口頭審査を実施

- 補助申請額が一定規模以上の申請を行う事業者においては、交付候補者決定前にオンラインによる口頭審査を実施（17次公募：令和6年4月1日（月）～4月12日（金）、18次公募：令和6年4月24日（水）～5月15日（水）（※4月30日～5月2日を除く）を予定）。
- 例えば、当該事業申請にかかる意思決定の背景や事業実施に際しての事前のマーケティングの調査等、計画書に記載のない内容についても質問を行う可能性がある。

(2) 令和5年度補正予算に基づく公募は2回程度を予定、補助事業実施期間は令和6年12月10日まで

- 令和5年度補正予算に基づく公募は2回程度実施予定。
- 補助事業実施期間は、いずれの公募回においても令和6年12月10日まで（令和6年12月10日までに実績報告まで完了する必要があります。延長はできませんのでご注意ください）。

(3) 厚生労働省の産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）との連携

- ものづくり補助金の「製品・サービス高付加価値化枠」で交付決定を受けた中小企業等に対し、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた中小事業主等が生産性向上等に必要な新たな人材を雇入れた場合に、当該事業主に対し、当該人材に係る賃金の一部を助成する「産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）」との連携を実施。

生産性向上を目指す皆様へ

令和5年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓の取組を支援します！

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50～200万円

⇒ 免税事業者から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。（最大250万円）
（詳細は、裏面をご確認ください）

【補助率】

2／3（賃金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は3／4）

【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【今後のスケジュール】

公募要領公開：2024年1月16日（火）

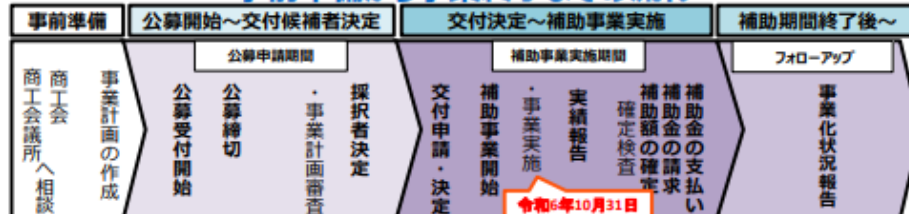
申請受付期間：2024年2月9日（金）～3月14日（木）

※詳しくは事務局ポータルサイト（裏面）をご確認ください。

応募方法：原則持続化補助金申請システムによる電子申請

※電子申請に必要なGBizIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、事前にアカウントを発行することをお勧めします。電子申請先は公募要領をご確認ください。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。
※令和6年10月31日までに事業を完了し、令和6年11月10日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

支援枠・類型の概要

	通常枠	特別枠		
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠
補助率		2／3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3／4)		
補助上限	50万円	200万円		
インボイス特例		50万円※ ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ		

【申請要件】

- 賃金引上げ枠 ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+50円以上とした事業者（既に達成している場合は申請時点の事業場内最低賃金より+50円以上）
- 卒業枠 ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超過して規模を拡大する事業者
- 後継者支援枠 ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- 創業枠 ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者

免税事業者からインボイス発行事業者へ転換した事業者は、全ての枠で50万円の補助上限を上乗せ。

○インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者

※申請要件等の詳細は、下記事務局HPに掲載の公募要領等をご確認ください。

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を改装**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

活用事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

事務局HP:



商工会地区HP

お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地区HPをご参照ください。



商工会議所地区HP

03-4330-3480

jGrants
(ID取得)

持続化補助金の概要

- 小規模事業者が、変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくために、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援。

① 伴走支援

② 申請

③ 事業実施

④ 販路拡大

【商工会団体の支援】

- ・申請に当たっては、商工会・商工会議所の経営指導員が伴走支援。
＜現状分析＞
 - ・自社の製品・サービスの販売状況
 - ・顧客や競合の将来の見通し 等
- ＜経営計画策定＞
 - ・現状分析を踏まえ、販路拡大に向けた経営計画の作成に際し助言・指導等の実施

【補助目的】

- ・小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路拡大を支援

【補助上限額】

- ・50～200万円
※免税事業者からインボイス登録事業者に転換した場合は補助上限50万円の上乗せ

【補助率】

- ・2/3（賃金引上げ枠において、赤字事業者3/4）

【補助対象要件】

- ① **通常枠** : 経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者
- ② **賃金引上げ枠** : 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+50円以上とした事業者（既に達成している場合は申請時点の事業場内最低賃金より+50円以上）
- ③ **卒業枠** : 小規模事業者として定義する従業員数を超過して規模を拡大する事業者
- ④ **後継者支援枠** : アトグギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- ⑤ **創業枠** : 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受けと創業した事業者

免税事業者からインボイス発行事業者へ転換した事業者は全ての枠で50万円の補助上限を上乗せ

- ⑥ **インボイス特例** : 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者

【補助対象経費】

- ①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、⑤旅費、⑥開発費、⑦資料購入費、⑧雑役務費、⑨借料、⑩設備処分費、⑪委託・外注費（税理士への相談費用等）

【事業実施例】

- ・商品のHP制作、店舗の改装、展示会出展、チラシ作成、商品開発など

	①通常枠	特別枠			
		②賃金引上げ枠	③卒業枠	④後継者支援枠	⑤創業枠
補助率	2/3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3/4)				
補助金額	50万円	200万円			
⑥インボイス特例	50万円 ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ				

その他

1. 応募締切

第15回：公募要領公開：2024年1月16日（火） 申請受付締切：2024年3月14日（木） 17：00
事業支援計画書（様式4）発行の受付締切：2024年3月7日（木）

2. 応募方法

- **電子申請システムによる申請**となります。

※**第15回公募より電子申請フォームが「Jグランツ」から新たな電子申請システムへと変更**となりましたので、ご注意ください。

※電子申請システムを利用するには「**GビズIDプライムもしくはGビズIDメンバーのアカウント**」の取得が必要です。アカウントの取得には数週間程度要しますので、実取得の方はお早めに利用登録を行ってください。

※郵送の場合は、締切日当日の消印有効です。

3. お問い合わせ先

＜商工会地区の方＞

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

＜商工会議所地区の方＞

電話番号：03－6632－1502（商工会議所地区 補助金事務局）

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

「IT導入補助金」でIT導入・DX (デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援!

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援!
- インボイス対応に活用可能!** 安価なITツールの導入にも活用可能で、**小規模事業者は最大4/5補助!**
- 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2~4/5!**

通常枠

- 生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス)の導入費用を支援します。
- クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

インボイス枠 インボイス対応類型

- 10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、**会計・受発注・決済ソフト**に加え、**PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援**します。
- 小規模事業者は最大4/5補助**し、補助下限は無く安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- 取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、**受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援**します。

複数社連携IT導入枠

- 10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援**します。連携のための事務費・専門家費も補助対象です。

セキュリティ対策推進枠

- 独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されている**セキュリティサービスの利用料**を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

令和5年度補正予算で中小機構に措置



経済産業省



Be a Great Small.

中小機構

チラシのダウンロードはこちら



<詳細> (赤字は令和5年度補正予算での拡充点です)

枠/ 類型	通常枠		インボイス枠（インボイス対応に活用可能！）				複数社連携IT導入枠	セキュリティ 対策推進 枠	
			電子取引類型	インボイス対応類型					
補助 事業者	中小企業・ 小規模事業者等		大企業 等	中小企業・ 小規模事業者等					
補助額	5万円 ～ 150万円 未満	150万円 ～ 450万円 以下	インボイス制度に 対応した 受発注ソフト	インボイス制度に 対応した会計・受 発注・決済ソフト	PC・ タブレッ ト等	レジ・ 券売機 等	(1)インボイス枠インボイス対応 類型の対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費 ^(※1) （上記(1)以外の経費） 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円 ～ 100万円	
			～350万円	50万円 以下	50万円 超 ～ 350万円	～10 万円	～20 万円		
補助率	1/2		2/3	1/2	4/5 、3/4 (※2)	2/3 (※3)	1/2	(1)インボイス枠インボイス対応 類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2
補助 対象 経費	ソフトウェア 購入費、 クラウド利用料 (最大2年分)、 導入関連費		クラウド利用料 (最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、 ハードウェア購入費				サイバー・セキュリティ サービス利 用料(最大 2年分) (※4)	

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象。

(※2)小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。

(※3)補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4 (小規模事業者等は4/5)、50万円超については2/3。

(※4) (独) 情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

<活用例>

インボイス枠

- インボイス発行の手間を効率化するため、「会計ツール」を導入。
経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

通常枠

- タイムカードによる勤怠管理のため、本日出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であったところ、
「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、**残業時間が3割削減、
人事担当の作業効率も大幅アップ!**

<今後のスケジュール>

通常枠、セキュリティ対策推進枠、

インボイス枠 (電子取引類型)

- 第1次締切 3月15日 (予定)
- 第2次締切 4月15日 (予定)
- 第3次締切 5月20日 (予定)

インボイス枠 (インボイス対応類型)

- 第1次締切 3月15日 (予定)
- 第2次締切 3月29日 (予定)
- 第3次締切 4月15日 (予定)
- 第4次締切 4月30日 (予定)
- 第5次締切 5月20日 (予定)

複数社連携IT導入枠

- 第1次締切 4月15日 (予定)

※準備が整い次第、速やかに公募を開始。詳しくは、事務局ポータルサイトをご確認ください。

サービス等生産性向上
IT導入支援事業
事務局ポータルサイト応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

「IT導入補助金2024」の概要

- 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援する補助金。

1. 補助対象事業者

中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）
※インボイス枠電子取引類型では、大企業も補助対象事業者を含む。

2. 補助対象ツール

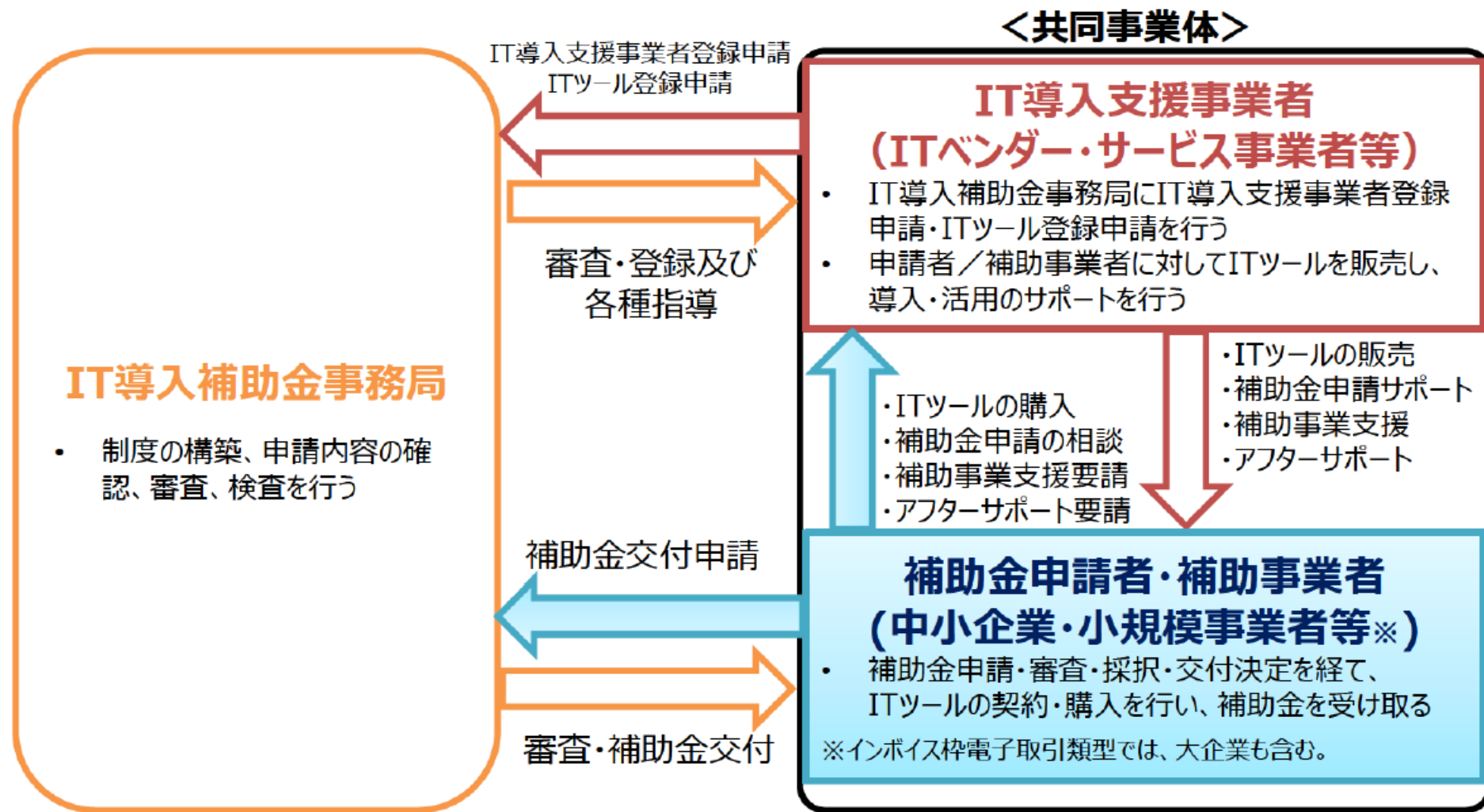
事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開（登録）されているITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象。
相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象を含む。

3. 補助額・補助率

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
要件	業務効率化やDXの推進等に資するITツールの導入	複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入	インボイス制度に対応し、会計・受発注・決済の機能を有するITツール及びそのためのハードウェアを導入	発注者がインボイス制度に対応し、受発注機能を有するITツールを導入し、受注者が無料で利用	サイバーセキュリティお助け隊サービスを導入
補助上限	ITツールの業務領域が1～3まで：5万円～150万円 4以上：150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円～100万円
補助率	中小企業：1/2	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	クラウド利用料（最大2年分）	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）

IT導入補助金の仕組み

- 補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）はIT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要。



IT導入補助金の主な変更点

- **新制度による公募は、令和5年度補正予算を元に令和6年2月16日より開始。**

1. 支援枠の改編

- **通常枠、セキュリティ対策推進枠、インボイス枠（インボイス対応類型・電子取引類型）、複数社連携IT導入枠の全4支援枠に改編。**

2. 補助率の拡大

- インボイス枠（インボイス対応類型）では、小規模事業者に対する補助率を一部「**4/5**」へ拡大。

3. 制度変更に伴う補助対象ITツールの見直し

- インボイス枠（インボイス対応類型）においては、インボイス制度に対応した「**会計」「受発注」「決済」機能を有するソフトウェアが対象。**

※インボイス制度に対応していないソフトウェア及びECサイト制作は本類型の対象にはなりません。

IT導入補助金の全体像（2023年版と2024年版との比較）

【IT導入補助金2023】

枠/類型	通常枠		セキュリティ 対策推進枠	デジタル化基盤導入枠								
	A類型	B類型		商流一括インボイス対応類型	デジタル化基盤導入類型				複数社連携IT導入類型			
補助事業者	中小企業・小規模事業者等				大企業等		中小企業・小規模事業者等					
補助額	5万円～ 150万円 未満	150万円～ 450万円 以下	5万円～ 100万円	インボイス対応済の受発注ソフト		会計・受発注・決済・ECソフト		PC・タブレット等	レジ・券売機等	(1) デジタル化基盤導入類型の対象経費 (2) 消費動向等分析費(※1) (上記(1)以外の経費) 50万円×グループ事業者数 補助上限額：(1)+(2)で3,000万円 (3) 事務費・専門家費 補助上限額：200万円		
				～350万円		50万円 以下	50万円超～ 350万円	～10万円	～20万円			
補助率	1/2以内			2/3以内	1/2以内	3/4 以内	2/3 以内 (※2)	1/2 以内		(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3以内		
補助 対象 経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費 (最大2年分)、導入関連費		サイバーセキュリティ サービス利用料(最大2年分)(※3)	クラウド利用費(最大2年分)		ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費						

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象となる。
(※2)補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4、50万円超については2/3。
(※3)(独)情報処理推進機構(IPA)「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

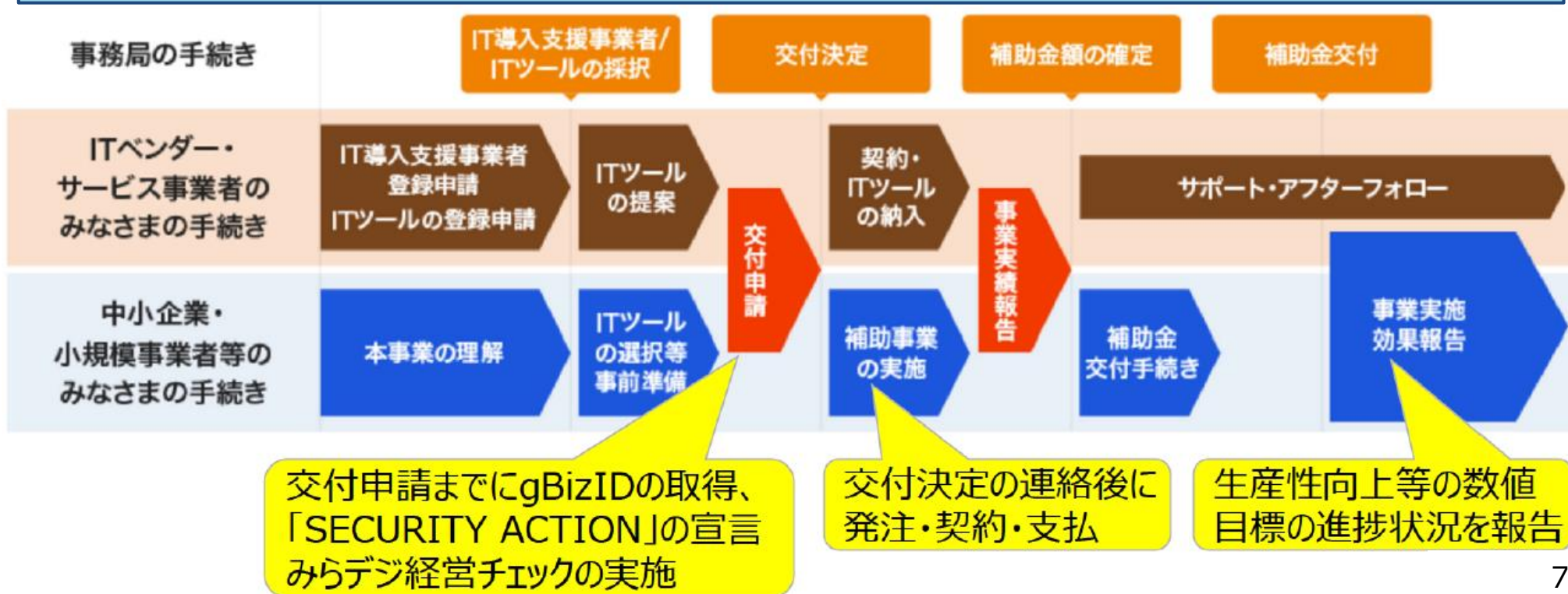
【IT導入補助金2024】

枠/類型	通常枠		セキュリティ 対策推進枠	インボイス枠						複数社連携IT導入類型
				電子取引類型		インボイス対応類型				
補助事業者	中小企業・小規模事業者等				大企業等		中小企業・小規模事業者等			
補助額	5万円～ 150万円 未満	150万円～ 450万円 以下	5万円～ 100万円	インボイス制度に対応した受発注ソフト		インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト		PC・タブレット等	レジ・券売機等	(1) インボイス枠インボイス対応類型の対象経費(左記同様) (2) 消費動向等分析費(※1) (上記(1)以外の経費) 50万円×グループ事業者数 補助上限額：(1)+(2)で3,000万円 (3) 事務費・専門家費 補助上限額：200万円
				～350万円		50万円 以下	50万円超～ 350万円	～10万円	～20万円	
補助率	1/2			2/3	1/2	4/5、3/4	2/3 (※2)	1/2 (※3)		(1)インボイス枠インボイス対応類型と同様 (2)・(3) 2/3
補助 対象 経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費 (最大2年分)、導入関連費		サイバーセキュリティ サービス利用料(最大2年分)(※4)	クラウド利用費(最大2年分)		ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費				

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象となる。
(※2)小規模事業者については補助率は4/5、中小企業については3/4。
(※3)補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4(小規模事業者は4/5)、50万円超については2/3。
(※4)(独)情報処理推進機構(IPA)「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

留意点・申請フロー

- 中小企業・小規模事業者等とITベンダー・サービス事業者で申請・手続の内容は異なる。
- 申請には「gBizIDプライム」IDが必要。申請からアカウント発行まで2週間程度要する。
- 加えて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の宣言が必要。
- 労働生産性の向上に係る数値目標の作成、賃金増加への取組の実施。
- 中小企業庁が実施するデジタル化支援ポータルサイト「みらデジ」における「みらデジ経営チェック」の実施が必要（通常枠）。
- 交付決定の連絡が届く前に発注・契約・支払い等行った場合は、補助金の交付を受けることができない点に留意。



IT導入補助金における「みらデジ」の要件化

- 申請に当たっては、「**みらデジ経営チェック**」を通じた自社の経営課題の把握や、**リモート相談**を活用した専門家・支援機関等への相談など、「**みらデジ**」の活用が有効。
- 通常枠において「**みらデジ経営チェック**」を実施することを要件とし、自社の経営課題に応じたツール導入を支援。
※経営チェックの実施と併せて事業者登録も必須



IT導入補助金を使って
デジタル化を進めたいが、
まず何をすれば良い？



IT導入補助金を使って、
我が社は**どのようなツールを導入**
すれば業務改善できる？

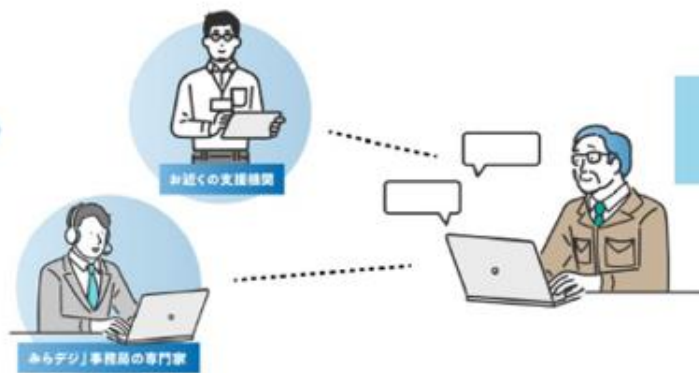
無料！

「みらデジ」を活用することで

みらデジ経営チェックで、
自社の経営課題やデジタル化への
取組状況を瞬時に診断！

みらデジリモート相談で、
デジタル化の取組に向けたアドバイスや
経営課題に合致したITツールを紹介！

IT導入補助金で、
自社の課題に合致した
ITツールを導入し、
デジタル化・DXへ！



「みらデジ経営チェック」と「みらデジリモート相談」

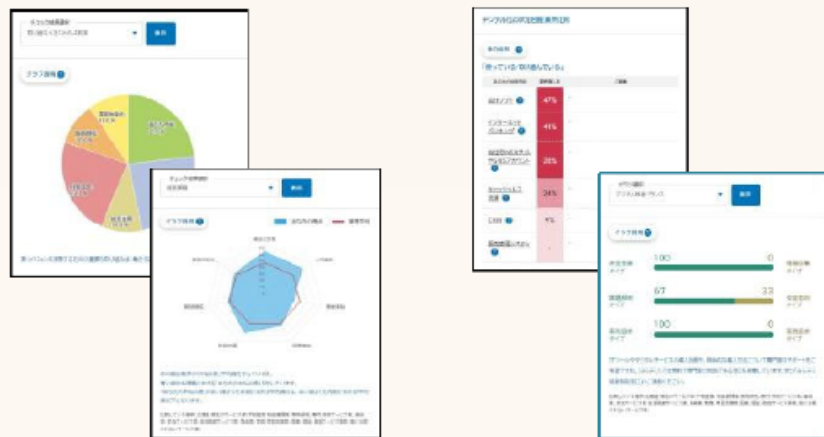
①『みらデジ 経営チェック』

経営課題やデジタル化への取組状況を確認しましょう！



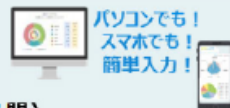
同業種・同地域の事業者と比較しながら、あなたの会社の経営課題やデジタル化への取組状況を確認出来ます！

事業者が経営課題を発見するためのツールです！



■ 事業者基本項目 (6問)

- Q1 経営者としての夢・ビジョンについて (3問)
- Q2 夢・ビジョンの達成に向けて取り組んでいること (7問)
- Q3 現状のデジタル化/IT化について、用語の理解と導入状況について (13問)
- Q4 経営やデジタル化、インターネット環境について (12問)
- Q5 経営課題の解決方向について / デジタル化のやり方・進め方について (5問)



②『みらデジ リモート相談』

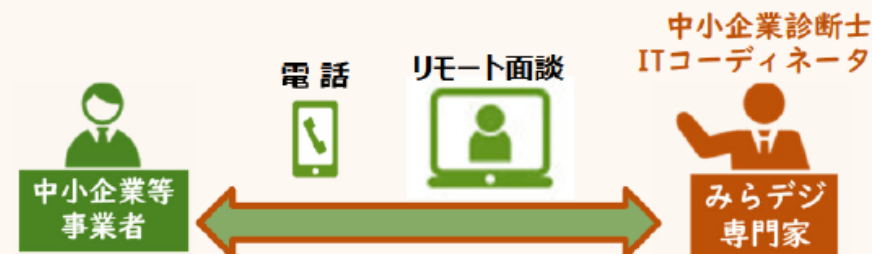
専門家に相談しましょう！

無料！

中小企業診断士
ITコーディネータ



「みらデジ専門家」が相談対応と課題解決に向けたアドバイスを行います！



- ・事業者のみらデジ経営チェックの解説
- ・事業者の経営課題への対応策
- ・支援施策の紹介
- ・個別支援の実施
- ITツールの導入アドバイス
- 経営計画の見直し
- IT導入補助金等への申請アドバイス
- デジタル対応人材の育成・採用、等

ITツールの導入／活用事例（28補正・サービス等生産性向上IT導入支援事業）

学習業

- ・バリエーションと学習塾を併設。予約管理や生徒の出欠をITツールで管理。
- ・業務効率化により、授業やレッスン内容の充実化や保護者との連絡が円滑化する等、サービス向上に寄与。

導入したITツール

- ・主な機能：コミュニケーション、顧客管理、人事シフト、原価管理・業務管理



建設業

- ・3次元パース（画像）での施主へのわかりやすい提案や顧客情報管理によるサービスの向上を実現。
- ・企画設計についても、これまでの業務比10%以上の効率化を図ることが可能に。

導入したITツール

- ・主な機能：販売・店頭、顧客管理



製造業

- ・2日要していた給与計算と管理帳票の作成が数時間程度の作業となり、大幅な業務効率化。
- ・残業時間の即時把握が可能となり、残業時間削減の意識向上に寄与。

導入したITツール

- ・主な機能：コミュニケーション、人事シフト、原価管理・業務管理、給与



通信業

- ・クラウドで即時に業績を可能に。月次の経営管理資料作成日数を5日間削減。
- ・各種精算データを会計システムに入力する作業が2時間から0に。今後社員が増加しても作業量は増加しない見込み。

導入したITツール

- ・主な機能：受発注、原価管理・業務管理、財務・会計管理

清掃業

- ・売上計上漏れの防止や請求回収漏れの防止、事務と営業の情報共有の円滑化による作業時間の短縮を実現。
- ・事業計画作成を適し、経営課題発見。生産性向上に係る社員の意識改革にも寄与。

導入したITツール

- ・主な機能：顧客管理、受発注、原価管理・業務管理



士業

- ・顧客情報の一元管理、システム間の円滑なデータ連携により、データの入力関連の業務が効率化。
- ・税務届出書類の確認、作成、提出が電子化され、業務効率化を実現。

導入したITツール

- ・主な機能：コミュニケーション、販売・店頭、決済顧客管理、原価管理・業務管理、財務・会計管理



飲食業

- ・原価率の見える化を通じて、仕入れ価格の削減に努める等、経営の体質改善を実現。
- ・Excelで管理していた給与計算を効率化（手書きで半日→1時間）

導入したITツール

- ・主な機能：決済、顧客管理、原価管理・業務管理、財務・会計管理、給与

宿泊業

- ・手書きの予約台帳をスタッフ全員に配っていたが、予約、会計管理、顧客情報等の情報をタブレットでスタッフ間において共有するITツールを導入。
- ・導入後3年間で売上35%増を実現。

導入したITツール

- ・主な機能：予約、顧客管理、原価管理・業務管理、財務・会計管理

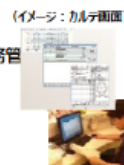


医療業

- ・予約、顧客/財務管理の一括管理、自動入力による効率化を実現（1患者当たり1分削減）。
- ・入力ミス解消により、訂正に係る作業時間を削減（1件10分程度）。

導入したITツール

- ・主な機能：予約、顧客管理、原価管理・業務管理、財務・会計管理

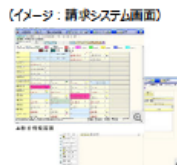


介護業

- ・転記等の2重作業が解消し、請求業務に係る時間が1割に。
- ・作業時間短縮により、新規事業へ注力する余裕が生じるとともに、顧客訪問前の職員とヘルパーとの情報共有も充実。

導入したITツール

- ・主な機能：顧客管理、原価管理・業務管理、財務・会計管理



保育業

- ・帳票の作成、確認時間短縮（園長60分/月、保育士1名130分/月の削減）。
- ・登降園、出退勤の集計作業時間の短縮（園長120分/月、保育士1名75分の削減）

導入したITツール

- ・主な機能：コミュニケーション、顧客管理、人事シフト、原価管理・業務管理



小売・卸

- ・人事管理と会計・給与計算のシステムを導入し、システム連携させることにより、業務時間短縮を実現（約10時間/月）。
- ・今後は人事管理システムも本格稼働させ、さらなるIT化を図る。

導入したITツール

- ・主な機能：業務管理、財務・会計管理



令和6年度当初予算案

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

令和6年度予算案額 128億円（133億円）

中小企業庁経営支援部

経営支援課

技術・経営革新課

事業の内容

事業目的

中小企業が下請け構造から脱却し成長を実現するためには、ものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要。

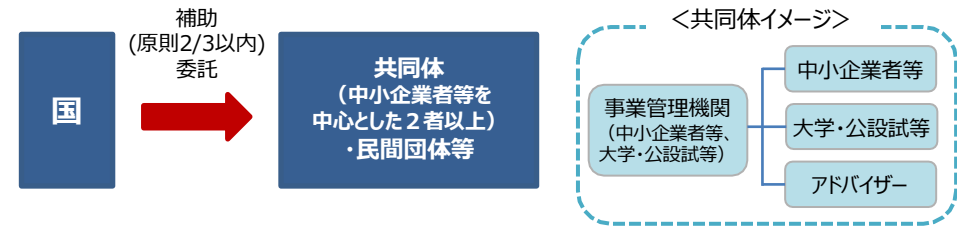
中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援すると共に、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。

事業概要

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援する。加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する（旧戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業及びサビサポ事業））。

また、中小企業によるイノベーション創出を強力に支援する活動を普及・拡大するための実証事業を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

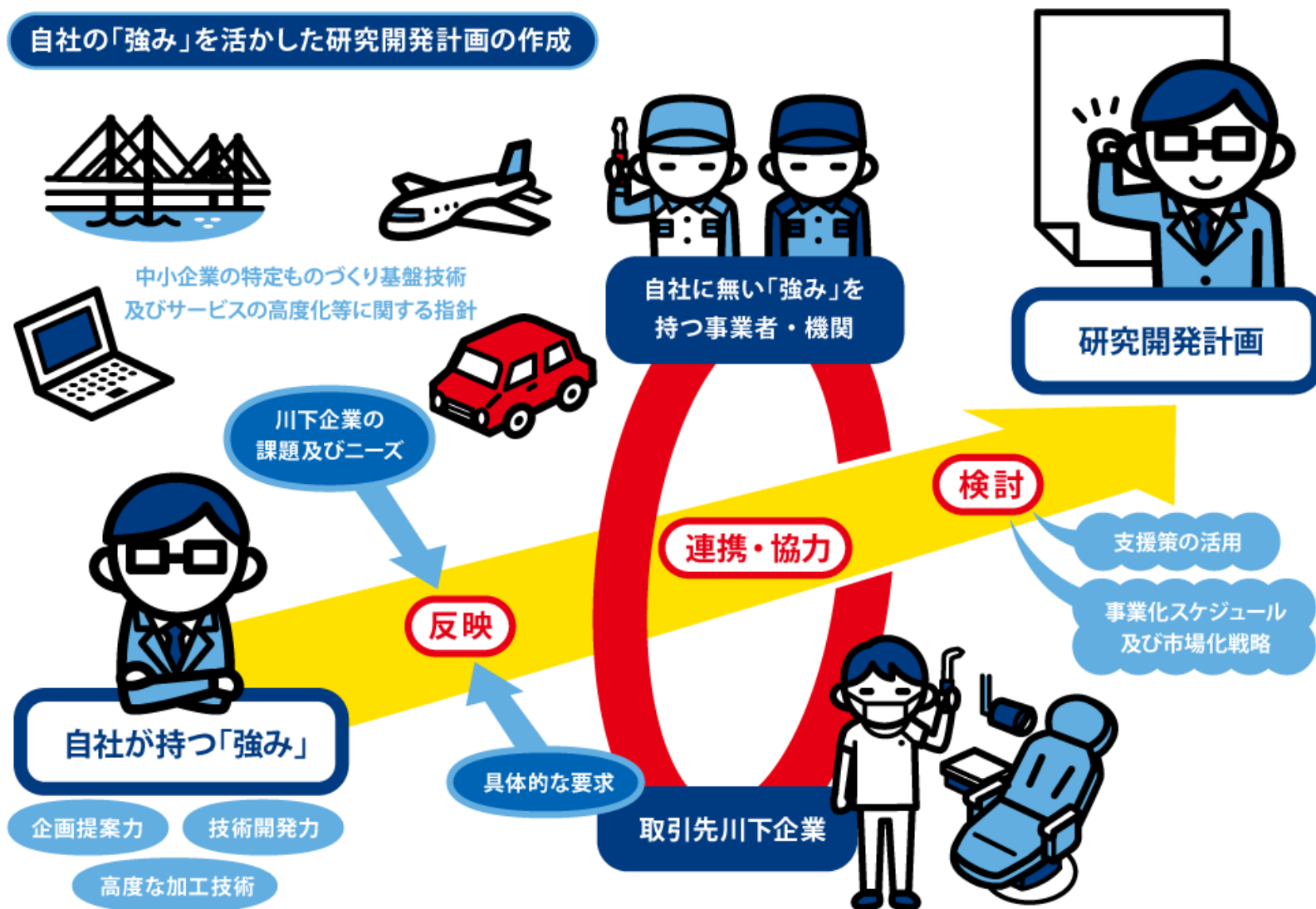


- 補助事業期間：2～3年
- 補助上限額：（通常枠）単年4,500万円、3年間9,750万円
（出資獲得枠）単年1億円、3年間3億円
- 補助率：（中小企業者等）原則2/3以内（大学・公設試等）原則定額
※課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内
- 委託：補助事業に係る評価・分析、販路開拓支援等

成果目標

- 短期的には、事業終了時点での以下の達成を目指す。
 - ・個々のプロジェクトの研究開発達成度50%超
- 最終的には、事業終了後5年経過時点で以下の達成を目指す。
 - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上
 - ・補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%

- 中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓への取り組みを最大3年間支援する事業。



地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業

令和6年度予算案額 21億円（25億円）

（1）地域経済産業グループ地域企業高度化推進課、地域産業基盤整備課

（2）地域経済産業グループ地域経済産業政策課

（2）中小企業庁経営支援部経営支援課

（3）商務情報政策局情報技術利用促進課

事業の内容

事業目的

地域経済の持続的な成長には、地域企業が更なる成長を遂げ、その果実を賃金に反映し、良質な雇用を創出する好循環を生み出すことが不可欠である。このため、地域の中堅・中核企業の更なる成長に向けた取組を促すとともに、地域の関係者が連携して行う地域企業での人材獲得等の取組を支援する。また、新技術の動向も踏まえたデジタル人材の育成を強力に推進する。

事業概要

（1）中堅・中核企業の経営力強化支援事業

- ①新事業展開を狙う地域の中堅・中核企業を対象に、専門家や他業種の企業等とのネットワーク構築を支援する。（補助・委託）
- ②地域未来牽引企業の経営状況の調査や地域未来投資促進法執行管理システム等の更新等を行う。（委託）

（2）地域戦略人材確保等実証事業、地域中小企業人材確保支援等事業

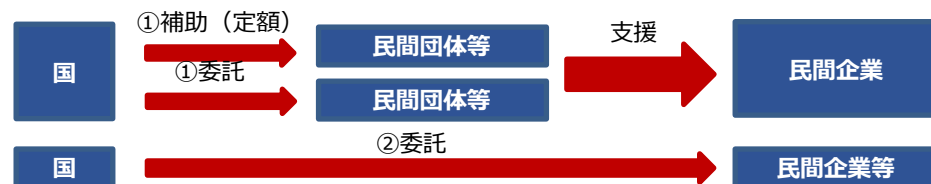
- ①民間事業者等が自治体、経営支援機関、教育機関等と連携し、地域の関係者で一体となり行う人材獲得等の取組を支援する。（補助）
- ②地域の中核企業を始めとした中小企業・小規模事業者が、自社が抱える経営課題の解決に向け、多様な人材の戦略的な活用を促すために、セミナー・マッチング等を実施する。（委託）

（3）地域デジタル人材育成・確保推進事業

- ①生成AIを踏まえたデジタルスキル標準の改訂、同標準に紐付け民間の良質な教育コンテンツを掲載するポータルサイト「マナビDX」の運営やコンテンツ審査等を実施する。（独法交付金）
- ②地域での実践的な即戦力DX人材育成に向けて、ケーススタディ教育プログラムや地域企業協働プログラムを実施する。（委託）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）中堅・中核企業の経営力強化支援事業



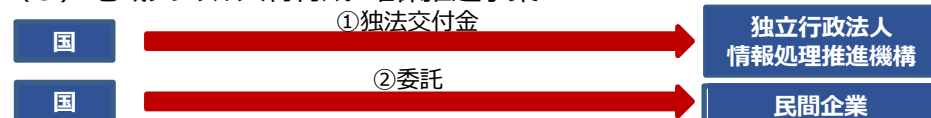
（2）①地域戦略人材確保等実証事業



②地域中小企業人材確保支援等事業



（3）地域デジタル人材育成・確保推進事業

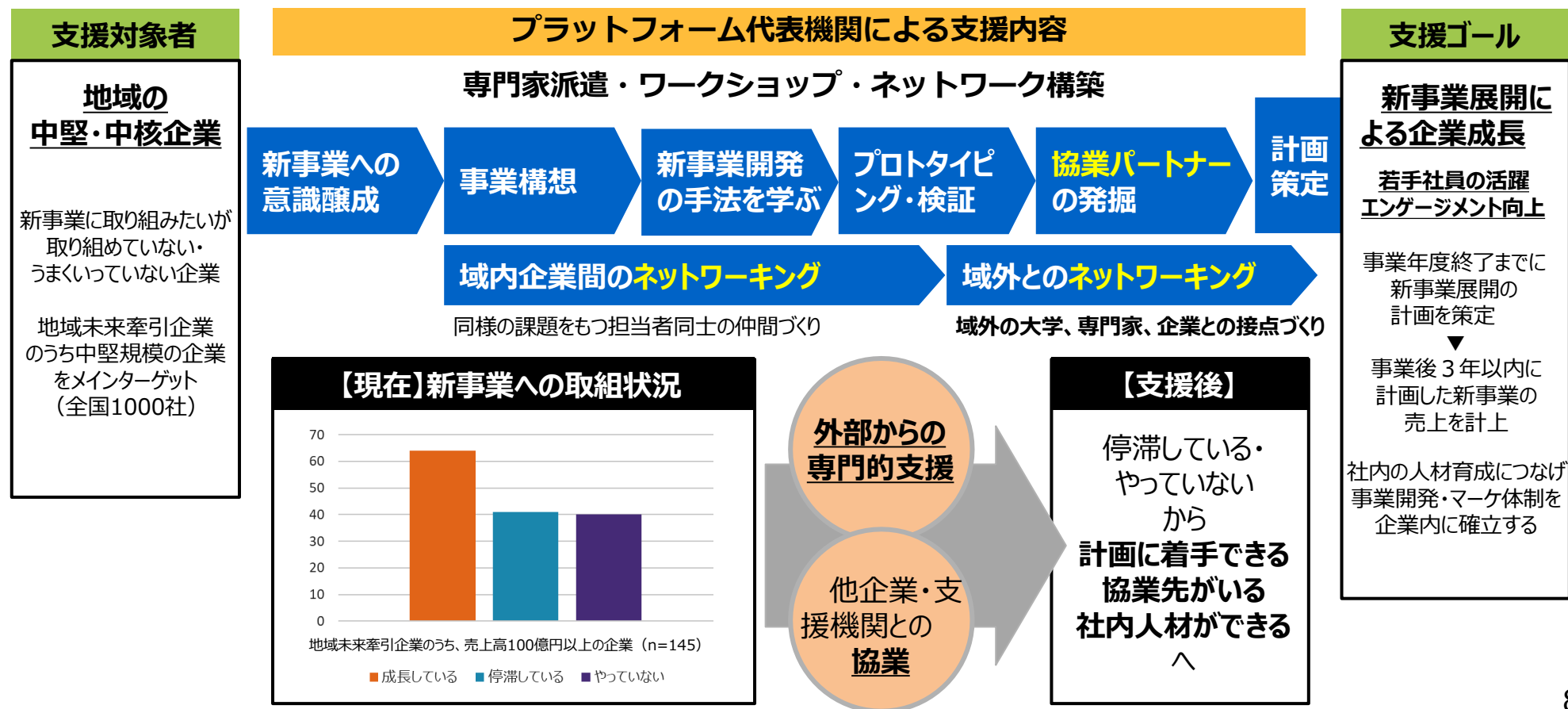


成果目標

- （1）短期的には、本事業へ参画した企業のうち、半数の企業における新事業計画の策定を目指し、中期的には、事業計画を策定した企業のうち、半数の企業が計画策定後3年目までに事業売上を計上することを目指し、長期的には、当該企業の半数において、新規事業が既存事業と比肩する規模感（売上高が既存事業対比で10%以上）に成長することを目指す。
- （2）①短期的には、地域における人材獲得等の取組の継続率80%を目指し、長期的には、地方と東京圏との転入・転出が均衡することを目指す。
- （2）②短期的には、本事業への参加企業数3,500社以上を目指し、長期的には、参加企業における内定率20%以上を目指す。
- （3）短期的には、プログラム修了後に修了生が企業DXに貢献した人数の割合を令和6年度までに70%まで増やすこと目指し、その人材がDXに取り組むことによって、長期的には、日本企業がDXに取り組む割合を令和8年度までに80%とすることを目指す。

令和6年度「中堅・中核企業の経営力強化支援事業」 (プラットフォーム構築による新事業展開支援事業)

- 地域の中堅・中核企業のさらなる成長に向けて、新事業展開に取り組む企業への支援を実施。
- 地域ごとにプラットフォームを構築し、PF代表機関が主体となって、新事業展開のノウハウを学ぶワークショップ・高度な知識を有する専門家派遣・地域内の支援機関や他業種の企業とのネットワーク構築等、ハンズオン形式で新事業の立ち上げ支援を行う。
- プラットフォーム間の横連携のハブとなる全国事務局を設置し、全国規模でのネットワーク構築を促進する。



お問い合わせ先

- 関東経済産業局 地域経済部 地域振興課
- TEL : 048-600-0266
- 住所 : 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館10階
- 担当者 : 酒井 sakai-megumi2@meti.go.jp
堀内 horiuchi-kento1@meti.go.jp

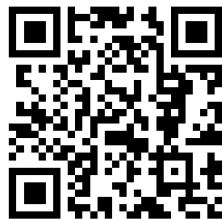


■ 関東経済産業局HP

<https://www.kanto.meti.go.jp/>

■ 関連サイト :

- 経済産業省の令和5年度経済産業政策の重点、予算等に関するページ
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2023/index.html
- 経済産業省の令和6年度経済産業政策の重点、予算等に関するページ
<https://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2024/index.html>
- 経済産業省 公募情報
<http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo.html>
- 関東経済産業局 補助金・委託費
<http://www.kanto.meti.go.jp/chotatsu/hojyokin/index.html>
- 関東経済産業局 RESASに関するページ
https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/kikaku/index_chiikikeizai.html
- 中小企業基盤整備機構「支援策情報ヘッドライン」
<https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/index.html>
- 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」
<https://mirasapo-plus.go.jp/>
- 関東経済産業局公式note 施策情報等をビジュアルとストーリーで発信中！
<https://kanto-meti-gov.note.jp/>



関東局HP



関東局note